

平成16年度第3回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日時：平成16年7月29日(木)

午後1時30分から午後5時20分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成16年度第3回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成16年7月29日（木） 午後1時30分から午後5時20分まで  
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長      田中 仁 副部会長      遠藤 勝彦 委員  
長田 洋子 委員      加藤 徹 委員      高橋千代恵 委員  
徳永 幸之 委員      沼倉 雅枝 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成16年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開会させていただきます。

本日は、部会委員として8名の先生方に出席をいただいております、当委員会条例の規定による定足数を満たしており、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、岡田委員、両角委員につきましては、本日、所用のため欠席となっております。

それでは会議に入りますが、念のために、マイクの使用法でございますけれども、ご発言の際に右下のマイクスイッチをONにいただきまして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しいただきたいと思っております。議事録用にマイクをオンラインで録音しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事に入りたいと思っております。

森杉部会長、よろしくお願ひいたします。

森杉部会長 それでは、まず、議事録署名委員を指名いたします。

高橋委員と沼倉委員のお二人にお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

いつものことですが、会議は公開です。

傍聴につきましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要綱に従うようお願いいたします。写真撮影、録音につきましては、事務局職員の指示に従いますようお願いいたします。

それでは、次第2の議事に入ります。

(1) 県民意見の提出状況について、事務局から報告をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、県民意見調書の結果につきまして、ご報告いたします。

お手元にお配りしております資料1「県民意見の提出状況について」をご願ひしたいと思います。

第1回の部会でもご説明いたしました、評価への県民参加を実現するため、条例及び規則で県民意見調書を規定しております。今回の対象事業につきましては、知事からの部会に対する諮問後に県民意見調書を実施いたしました。期間は、諮問翌日の6月8日から7月21日までの44日間行いました。実施方法は、評価調書等関係資料をインターネットの県のホームページに掲載するとともに、県政情報センター及び仙台地方振興事務所を除く各地方振興事務所の県政情報コーナーで縦覧

に供する方法で県民からの意見募集を実施いたしました。これを周知する方法として、当行政評価室のホームページにおいて周知を行うとともに、7月4日付新聞「県からのお知らせ」による広報を実施いたしました。

結果といたしましては、県民から寄せられました意見はございませんでした。私からの説明は以上であります。

森杉部会長

ありがとうございました。  
ご質問、ご意見、よろしでしょうか。  
それでは、この件は終わります。  
議事の(2)にまいります。

前回の部会に引き続きまして、諮問対象事業に係る概略審議に移ります。実質的に詳細審議の形で行われております。大変時間がかかっておりますが、引き続き審議をお願いしたいと思っております。

審議に入る前ですが、先日21日に開催いたしました農業農村整備事業勉強会の追加説明について、県からご説明の程お願いいたします。

農村基盤計画課  
専門監

それでは、農村基盤計画課の方から、先日説明不足だった点につきましてご説明申し上げます。

お手元に参考資料1として「農業農村整備事業の費用対効果(追加資料)」を配付してあるかと思えます。これを使って説明させていただきます。

1ページをお開きください。

まず第1番目ですが、便益費の算定につきまして要望がございました。内容につきましては、農業農村整備事業における便益費の算定は、総合耐用年数内のトータルとして算定しているが、国土交通省と同様に年ごとの便益費を算定できないか、これにつきましては、先日の部会でも回答申し上げましたけれども、農業農村整備事業と国土交通省所管事業との費用対効果分析手法の相違点に基づいて適用の可否を整理してまいりたいと思っております。

2番の廃用損失についてでございます。

廃用損失の事業費は現時点の単価に換算して算定しているかといったご質問でございました。回答といたしましては、現時点の単価に換算して算定しております。

それから、3番目の更新効果でございます。

大分長く書いてございますけれども、要点のみ読ませさせていただきます。

更新効果とは、廃用施設のもとで行われていた農業生産が維持される効果ととらえております。その効果の算定についてですが、従前施設の建設事業費が妥当であったという前提で、それをもう一回建設する、再建設するための最経済的事業費をもって更新効果とするといった考え方に立っております。結局、既存施設の機能が減退、喪失することなく継続して発揮する効果を最経済的建設事業費で評価したといった内容でございます。

それから、4番目でございます。

作物生産向上効果算定における水管理改良効果及び客土効果についてのご質問でございました。

まず、水管理改良効果ですが、用水管理は、冠水、これは水を浸すということですが、浅水(深さを調整する)、かけ流し(水を入れて、そして排水口では出して

おく)と間断かんがい(水を入れたり、止めたり)、そういったきめ細かな水管理が必要となってまいります。このような用水管理を田んぼ1枚ごと、ほ場ごとと言いますけれども、田んぼ1枚ごとに実施するためには、用水路と排水路が分離されていることが必要であります。そういったことで、ほ場整備等によりまして用排水路等が分離されればそういったことができるということで、非常に作物生産に対して効果がある、そういった部分を評価して効果としております。

それから、客土効果についてですが、水稻の場合を例にとりますと、作土の厚さは15cmから20cm、いわゆる根っこが有効に働く部分と申しますか、そういった部分は15~20cm位が適当と言われております。作土が場所によっては浅い地帯もございまして、そういったところには客土によって作土の厚さを増加させる必要がある、そういったことで適正な作土深を確保するために客土を行う、それによって望ましい水稻生育がなされまして、増収で出てくる部分を効果としてとらえております。

それから、妥当投資額算定における建設利息率です。

この式は何回かお示ししてございますけれども、着工から一部効用が発生するまでの期間は投下資本の懐妊期間とし、この間の利息相当分をも考慮して効果を割り引こうとするのが農林水産省の考え方でございます。

ちなみに、3ページに書いてございますけれども、建設利息率を考慮、上から8行目付近ですが、 $670,991 / (0.0511 \times 1.0325)$ の1.0325が建設利息率という考え方でございます。その下の1.0325を掛けない0.0511が割引率だと思っておりますけれども、こういった数値を使ったのと使わないやつで計算しますと、同じ事業費に対して差額4億2,277万6,000円、このぐらいの差が出てまいります。1.0325の建設利息率を考慮しないと妥当投資額が今言った4億2,300万円ほど多く計上されます。農林水産省ではこういったことがないように1.0325を掛けて適正な額を出していると理解しております。

それから、6番目の投資効率算定における維持管理の計上方法についてでございますが、農林水産省のマニュアルでは計上することにはなっていないといった状況でございます。

説明を終わります。

森杉部会長      ありがとうございました。ご質問をどうぞ。

沼倉委員      維持管理費は農水省のマニュアルで計上することになっていないというところで終わりなんですけれども、実際はどの程度費用がかかるものなんですか、今までの経験則でも結構なんですけれども。

農林水産省 農基課 専門監      実質効果算定におきましては、その地域における現況の維持管理費、施設整備された後の計画の維持管理費は算定してございます。ですから、今から以降ご説明する内容ではそれがわかるようになるかと思っております。その差をもって、例えば現況で維持管理費が余計かかっている、計画後は維持管理費が少なくかかれば、その差分は効果として計上しております。逆に計画の方が余計かかればそれはマイナス効果ということで、全体の効果額から差し引いております。農林水産省のやり方では投資額に維持管理費を入れるのではなくて、効果額の段階でそういった操作をして評

価をしております。それが農林水産省のやり方でございます。

森杉部会長 それはわかりました。この文章に、今、口頭でおっしゃったような形で書いていただきますとわかりやすいのですが。

農林水産省 圃場整備課 専門 監 前回の資料では多分そのようなことが文面になっていたと思います。

森杉部会長 私たちも覚えていませんので、ぜひこの文章に易しく書いていただくと助かります。

農林水産省 圃場整備課 専門 監 わかりました。

森杉部会長 どうぞ、徳永委員。

徳永委員 私も前回それぞれの質問が出た状況等うまく思い出せなくて、どういうことに対してどういう回答があるのかというのが理解し切れてないんですが、その中で4番については記憶があるのでお伺いしたいんですが、私がお伺いしたのは、まず水管理の方ですが、これがやり易くなりますよというコスト面での効果というのは十分わかるんですが、収量としてプラスになっている部分があるわけですけれども、それがなぜ生じるのかということです。今回の説明は、管理がやり易くなりますよということですから、どちらかというコストが削減できますよという説明じゃないかと思うんですが、収量増収に対してどのぐらいの効果があるのかということについて質問したということです。

それから、客土効果についても、この客土効果というのがただ単に厚さだけでいいのであればこれでいいんですが、客土自体に入っている養分といいますか、そういうようなものの効果で増収が図られるのだとすれば、恐らく年月とともにその効果は薄れていくだろうと、その部分はどうかという考え方かということですので、それに対してのお答えをお願いしたいということです。

農林水産省 圃場整備課 専門 監 最初の水管理部分ですけれども、水を使って生育していく作物にとって、その作物が生育するときに、水が一番欲しいときに水を供給する、水が要らないときに水を吸えないように地下水位を下げる、そういったコントロールをしていくことが用水路・排水路を分離することによってやり易くなるということなんです。ですから、作物が生育していくための環境が非常に良くなるということに着目しています。当然、この前高橋委員がおっしゃったとおり、作業も楽にはなるんですけれども、作物が生育するための環境も用水と排水を分離することによって良くなります。

徳永委員 ただその時に、やり易いということは、やれるということなんですよね。やり難いけれども、そのことは実現できるということになっちゃうと思うんですよ。だから、それが完全に排水できないから下がるんだという説明であればわかるんですけれども、やり難いということだと、抜くことはできるけれども、手間がかかるとか、

そういう説明なもんですから、それだとちょっとわからないということです。

農林水産省  
農業農村整備課  
専門監

できるのも瞬間的にできるのと1日とか2日かかってできるという、いろいろ言葉のニュアンスがあるんですけども、要は、やり難いというのはそういった時間的なことも含めてお話ししております。ですから、確かに時間をかければ水は地下に浸透していきますから、いつかはある水位まで行くんですけども、作物が生育していくときに、タイミングよく調節することが効果に現れますということでご理解いただきたいと思います。

高橋委員

補足説明になると思うんですけども、ほ場整備をする前は確かに暗渠が入っているんです。30年とか40年前の暗渠が入っていて、水を降ろしたいときに降ろすことはできるんですけども、自分の家だけ降ろすということではないんです。その区域全部を降ろすという形で、自分の家だけ降ろしたり何かはできない状態なんですね。それで、今度ほ場整備すると個々に管理できるということで、中には畑になっている部分もあるんですよ。ローテーションを組んで畑作にしているところもあるもんですから、全面的に畑にしたり、田んぼにしたりということが、ほ場整備前ですとできないわけなんですよ。だから、ほ場整備をすることによって畑の隣に田んぼもできる可能性があります。

水管理というのは、昔の田んぼですと水路1本に対して両側に田んぼがあって給水と排水が一緒になっているわけですから、もらう人と要らない人の駆け引きもありますし、隣の家で田んぼになっていると、すぐ隣は畑にはならないというか、通水してくるんですよ。そういう現実があるので、ほ場整備を進めています。

あと、客土というのは大概は地盤の低いところに置くと思うんです。面工事した場合に、どうしても幾ら暗渠が入っても畑になりにくい土地というのがあるんですよ、土の性質とか、いろいろなものがあって。それで、その土に応じて山土を入れたりとか、畑とか田んぼに合った土を入れるとそこが適当な作物ができる地質になるというか、そういうことなんです。

加藤委員

今の客土効果について補足しますと、徳永委員がおっしゃられたように、客土をする土そのものが持っている養分を吸収して効果が出るというのも一つあるのかもかもしれませんが、一般的には作土層が不足していてそれを補う目的と、もう一つやはり高橋委員がおっしゃられたように浸透の問題がありまして、浸透性の悪いところには砂質系統の土を入れていく、浸透の大きいところには粘土質の土を入れていくという役割なもんですから、この効果についてはある程度持続性があるということで、先生がご心配されているような、効果が年々減少していくのではないかと思います。

森杉部会長

ほかにどうぞ。

長田委員

この農業農村整備についての考え方と他の道路の考え方というのはちょっと違う面があるのではないかと思います。先ほど徳永先生がこれをやったことによってどれだけ増収できるかという意見がありましたけれども、私は今の特に米ということに限って言いますと、日本中米は余っているんです。これからというのはより質の

良いものをどれだけつくるかというのが大事だと思います。宮城らしい米をどうしたら作れるかというのが一つです。それから労働力にしても、今減少しているし、高齢化しているわけですね。そういう事情を考えると、やはり労力をいかに軽減できるかという観点を加えた方がいいのではないかなど。だから、費用対効果というのはこれをやったらすぐどのぐらい増収するかという考え方は、これからの農業にはちょっとなじまないのではないかなという気がしております。

森杉部会長　私の意見ですが、県が答えることかもしれませんが、増収は増収で重要だと思うんですよ。この前のお話ですと、お米が余っているとおっしゃいましたが、ひとめばれは売れているわけですね。だから余ってないんですよ。

もう一つ、普通の配給米のようなものは余っていると思うのですよね。それで、現在お米の値段は政府で決めていますよね。実際市場でその値段だったらみんななかなか買おうとしないので余るわけですね。しかし、それは費用便益分析で言う一つのシャドープライス（計算価格）ですよ。ある種、米という食料の安全保障のために一定の高い値段で米をつくってもらうことによって余らざる状況をつくっておくというのが一つの政策だと私は理解しています。その観点で、現在の値段を使うことは、政府が決めた一つの公共的な値段、これを使っていいのではないかと思っています。これは長田委員がおっしゃるように、解釈としては大きな問題点なんです。

それからもう一つ、労働力が節約できるというのは、もちろんここでは増収は増収で効果、労働力が節約されるのは節約されるので効果、これでそれぞれ個別に計算していますね、マニュアルの方では。ですから、両方とも計算しています。その点については大丈夫ではないかなと私は思っていますが、これは私の解釈です。

徳永委員　私は、その効果が大きくないとだめだということではなくて、マニュアル上計算されているので、計算しているからにはちゃんと正確に説明責任を果たしてくださいよということなんです。しかも、このマニュアルの場合、多分収量が増えるということでの増収でカウントされているんじゃないかと思うんですが、単価を上げているということではないと思うんです。

実は先ほどの給排水というか、用水の使い分けということも、最近の減農薬ですとか、そういうような問題もあるので、そういう面での効果ということもあるんじゃないかなと思うんですよね。ですから、もっと本当に訴えればいろいろな効果があると思うんですが、何かそこが単純に軽くさっと済まされて、何となくわかってくださいという説明だともったいないなというか、そんな気がしております。

森杉部会長　実は、私も更新効果というのは、今回読みましたけれども、まだよくわからないのですね。それから、最後の建設利息の考え方もよくわかりません。社会的割引率の考え方とどう連動するかが、この文章ではわかりません。

それで、今の説明のところをやりますとまた時間がかかってしまいますので、とにかくこれはこれでこういうものがあってこういう計算をしています、という事実だけを一応知っておいて、そのもとに審査に入りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長

ありがとうございました、いろいろとお調べいただきまして。

それでは、今度は16番から26番の農業農村事業の11事業について審査を行います。

この審議案件11件あります。そのためにはこれらの事業をまとめて説明をいただきたいと思いました。県の方でまとめて説明する準備をさせていただいております。

最初に、16番から19番ですが、この4件はかんがい排水事業であります。この4件につきまして30分以内でぜひ県の方でご説明よろしく申し上げます。

農地整備課長

農地整備課の永倉といたします。

それでは、ただいまから整理番号16番から19番についてお話ししたいと思います。

農地整備課分、農業農村整備分野ですが、かんがい排水事業4地区及び湛水防除事業1地区、経営体育成整備事業4地区、全部で9地区やることとなりますが、かんがい排水事業については、皿貝川沿岸地区、迫川上流地区、迫川上流3期地区及び笠松地区の4地区あります。これについて一括して説明したいと思います。

なお、16番から18番の3件については、平成11年度に再評価を受けた地区でして、今回再々評価という形になります。

まず、かんがい排水事業の目的と効果ですが、水田における用水の安定供給と排水機能障害を解消して農業生産性の向上及び維持管理の低減を図って農業経営を安定させるということと、用水施設と排水施設の改修を行って安定させるということになっております。

四つの場所についてですが、スクリーンの方にありますけれども、皿貝川沿岸地区については、河北町と北上町にまたがる区域で、ちょうど北上川が太平洋に注ぐ部分で、北上川の北側になります。国道45号と飯野川橋の東側の区域ということで、赤で斜線にしてあるところです。今映っていますが、そこでございます。

それから、迫川上流地区及び3期地区については、栗原郡及び登米郡の北部に位置しまして、迫川上流地区については、栗駒町、金成町、若柳町、石越町、それと岩手県の花泉町にまたがる三迫川流域沿いの地域です。

また、3期地区については、一迫町、築館町、志波姫町、若柳町にまたがる迫川流域沿いの地域となっております。

4件目の矢本町にある笠松地区については、矢本町の西部で、航空自衛隊松島基地の北側の区域に展開しております。

では、順番にご説明したいと思います。

まず、皿貝川沿岸地区ですが、案件16番の皿貝川沿岸地区、これは先ほど説明したように河北町と北上町にまたがる、受益面積695ha、全体事業費96億円強の用水及び排水改良事業でございます。用水源は国土交通省管理の1級河川北上川に設置されている北上大堰というところから取っております。また、排水は、1級河川北上川及び支流になっております皿貝川に対して行っております。

事業内容は、用水路2路線12.9km及び用水機場1カ所、排水路2路線8.9km、排水機場2カ所の施設改修を行うものであります。

当該地区については、昭和55年に着工しまして、平成11年に再評価を受けております。再評価時点では、全体事業費102億円強、完成予定年度は平成16年



度、本年度としておりました、継続ということで評価を受けております。しかしながら、関連事業であるほ場整備事業と一体施工という形でやっております、このほ場整備事業の調整に時間がかかったために本年度完成することが難しくなっております。今回その関係で再々評価をお願いすることになっております。

これまでの進捗状況と今後の予定ですが、再評価時の平成10年度までの事業費ベースで51.4%の進捗になっておりました、その時点で用水路7.2km、排水路5.7km及び排水機場2カ所を実施しております。その後平成15年度、ことし3月までですけれども、事業費ベースで81%の進捗まで上がっております。再評価後に実施した工事としては、用水路3.6km、用水機場1カ所、排水路2.2kmを実施しております。

関連のほ場整備事業についてですが、北上地区というのが平成12年度、飯野川地区というのが平成15年度に採択され、関連事業すべて採択という形になっております。それで効率的に事業を進めることが可能となりましたことから、約30%の進捗を見たと思っております。

今後の工事としましては、約19%の事業費を残しておりますが、これについて今後やっていきたいと思っております。

調書2ページの一番上の欄を見ていただきますと、施設の供用状況という欄がありますが、排水機場が完成し、排水路が約90%を施工したということから、降雨による湛水被害等についてはかなり解消されております。

また、懸案でありました用水機場、これはほ場整備区域に用水を供給するための機場ですが、これも完成しまして、用水路も約84%ほど終わっております。ほ場整備事業の北上地区については、ことし4月から用水の供給を開始しております。これで用水の供給体制が整ったということと、末端の工事が進められる体制が整ったという状況になっています。

それから、全体事業費のことですが、6億2,000万円ほど全体で減額にする予定になっておりますが、これは実施設計によって用排水路の延長などを見直した結果、減になったことによる工事の減というものが主な要因になっております。

それから、事業をめぐる社会情勢の変化ということですが、関連事業であるほ場整備事業が採択されたことから、基幹事業である本事業の早期完成の要望が高くなっているという状況になっています。

それから、3ページの方をご覧くださいと思います。

一番上の代替案の可能性の検討についてであります、この事業は土地改良法に基づいて受益者の合意を得て実施しているということですので、残っている事業、ほ場整備の方の進捗と整合を図りながら進めているところであります、現在の計画が最適と考えているところであります。

また、コスト縮減につきましては、施工性の高い製品の使用及びほ場整備との合併施工によりコストを縮減するという方法、あるいは用水路末端の工法の変更等によってコスト縮減を図っております。

それから、費用対効果についてですが、これは先週来、勉強会をしていると聞いておりますけれども、本事業費と関連事業を足し合わせた総額に対して効果を見ておりました、本日の資料に書いてありますが、投資効果は1.56という形で計上しております。

今後の対応方針ですが、基幹施設がほぼ完成し、関連のほ場整備事業もそこそこ

動いてきているということもありますので、ここも18年度までには完成したいと考えておりますので、事業継続ということでご審議いただきたいと思っております。

次に、迫川上流地区についてご説明したいと思います。

案件17番の迫川上流地区は、18番の3期地区とともに上位事業であります国営かんがい排水事業の附帯県営事業として実施されております。

国営事業について若干説明しますと、用水改良を目的に昭和49年に着手し、平成17年度に完了する予定となっております。国営事業も1期及び2期に分かれておりまして、1期の方は平成8年完成しております、荒砥沢ダム等を初め基幹事業を終えております。2期の方は平成17年ということで小田ダムが間もなく完成して完了する予定となっております。

受益面積については、国営事業の方は1万490haということで進めております。主要事業はダム2カ所、頭首工6カ所、用水路8路線で55.5kmを施工しております。

附帯県営の立場ですが、国営事業の末端500ha未満の区域について県営で対応するという形になっておりまして、これが全部で4期地区まであります。本年度、上流2期及び4期地区が完了する予定となっております。

個別の迫川上流地区についてご説明しますが、栗駒町、金成町、若柳町、石越町、岩手県花泉町にまたがる、受益面積にしますと3,830ha、全体事業費103億円弱の用水改良事業ということで、用水源としては既設の栗駒ダム及び三迫、迫川に設置する頭首工5カ所からと用水機場4カ所から上げております。事業の内容については、用水機場3カ所、用水路にして15路線約43kmの施設改修を行う予定でございます。

本地区については、昭和59年度に着工しまして、平成11年度に再評価を受けておりますが、その時点で全体事業費としては105億円、完成予定としては本年度を予定しております。しかし、主要施設であります河川取水施設、特に頭首工と言われる部分ですが、これの構造協議が国営事業の構造協議と同時に行われるというリスクがあるために長期化しまして、本年度に完成することが困難となっております。今回、これによって再評価をお願いするというような形になっております。

これまでの進捗状況と今後の予定についてですが、再評価時点の平成10年度までに事業費ベースで61.3%ほどの進捗がありまして、頭首工1カ所と用水路37.7kmを実施してはありますが、その後平成15年度までに用水機場1カ所と用水路1.3kmを実施しております。その間に、先ほど説明しました構造協議で国の方が整いまして、同時に進んでおりますので県の方もできるという形になって見通しがついたということで、今後事業としては進められる形になりましたということでございます。

調書2ページの1行目を見ていただきますと、供用状況についてはそこに記載してありますけれども、国営事業による基幹事業が完成したこと、本事業によって頭首工1カ所、用水機場1カ所が完成したこと、用水路の方も88%ほど施工したことから、地域の事業として用水不足の解消に一段と近づいたと考えております。

それから、全体事業費についてですが、2億2,000万円ほど減額になっておりますけれども、これのほとんどが物価変動による部分と考えていただければいいかと思っております。

それから、事業をめぐる社会情勢の変化ということですが、上位事業が完成した

ということから、本事業の基幹用水施設の早期完成についても要望が高いということと、この区域にほ場整備事業を今盛んにやっているわけですが、それらの供給体制からも早期完成が望まれております。

3ページの中段の方を見ていただきますと、代替案の可能性ということですが、これも受益者の同意を得て実施していること、あるいは上位事業の国営事業の方が完成しているということから、県営で抱えている基幹事業についてはやっつけていかなければならないという形で考えております。特に施設の統廃合を考えておりますので、統廃合によるコスト面での経済性とか、慣行の用排水系統をかなり生かしていることから、現在の計画が最適ではないかと考えております。

コスト縮減対策については、残土の再利用なり、コンクリートがらの再利用あるいは既設の横断暗渠の補強工法への工法変更ということで、新しく造らないという対応方法とか、いろいろ考えて対応しております。

それから、4ページの方をご覧くださいと、費用対効果について記載してありますが、これについても本事業と関連上位事業の国営事業及び関連ほ場整備事業を足し合わせた額に対して効果を算定しております、効果額としては1.22となっております。

今後の対応方針については、今後、事業費約29%を残しておりますけれども、河川協議等も順調に進んでいるという状況、ほ場整備等も順調に今工事中であるということを考えてみますと、早期に完成したいということで、事業継続でお願いできないかと考えております。ただ、若干河川工事を伴う関係から、ここすぐにはちょっとできないという技術的な面がありまして、完了を平成22年に持っていきたいと考えております。

それから、迫川上流3期地区についてですが、一迫町、築館町、志波姫町、若柳町にまたがる受益面積3,060ha、全体事業費にしますと92億円の用水改良事業ということになっております。ここの用水については、花山ダムと国営でつくりました小田ダムを中心にしまして、迫川、長崎川から頭首工4カ所なり用水機場2カ所で上げているという形になっております。本事業の内容については、頭首工3カ所、用水機場2カ所を直す予定になっております。

本地区については、昭和62年度に着工したんですが、平成11年度に再評価を受けておりまして、その時点では全体事業費95億円弱、完成予定年度を本年度としておりましたけれども、先ほど上流地区で説明したと同じように、河川関係の協議が長期化していたということで完成に至っておりません。今回、再々評価をお願いするということになっております。

再評価時点の平成10年までに事業費ベースで52.4%ほどの進捗がありました。これで頭首工1カ所と用水路27.4kmを実施しておりますが、その後平成15年度までに用水機場1カ所と用水路3.1kmを施工しております。主要施設の頭首工等の河川取水施設の構造協議が軌道に乗り始めたことから、約5年間で10%ほど進捗できたと考えております。今後、事業費にして約38%ほどを残しております。

調書2ページの上段の方をご覧くださいといただければよろしいんですが、施設の供用状況については、国営の完成ということ等を見て着実に用水不足が解消されつつあると認識しております。

全体事業費についてですが、2億6,000万円ほど減額となっておりますけれど

も、これも先ほどと同じように物価変動が主要因の部分になっております。

事業をめぐる社会情勢についても先ほどと同じで、上位事業の完成とか、ほ場整備の着手を考えますと、これから早期完成が望まれると思っております。

それから、3ページの方をご覧くださいますと、代替案の可能性についてですが、これも迫川上流と同じように、上位事業が完成したということなり関連事業が動き出しているということから、現在の計画が適当と考えておりますが、さらにコスト縮減なりを考えておまして、特に頭首工等については鋼製構造からゴム堰に変更するなど、そういうことを考えております。あるいは、頭首工で使う仮回し河川の護岸に使った資材についても次の頭首工の仮回し等にまた利用するということも考えながらやっていきたいと考えております。

それから、4ページをご覧くださいたいと思います。

これは費用対効果についてですが、この地区は1.34で算定させていただいています。

今後の対応方針ですが、今後、事業費約33億7,000万円ほど残しており、頭首工2カ所と用水機場1カ所、それにあわせて用水路3.8kmをやる予定ですが、上位事業が完成して用水源が安定してきているということもありますので、早期に完成させたいということで、継続でご審議をお願いしたいと思っております。

ただ、これも河川事業ですので、期間限定ということもありまして一気にはできないということで、平成22年度を目標にしたいと考えています。

次に、案件19番の笠松地区についてお話ししたいと思っております。

矢本町の西部に広がる、受益面積196ha、全体事業費については11億円弱の排水改良事業で、この水路の先には湛水防除事業で整備しました立沼排水機場というのがありまして、そこにつながる水路を直しております。排水先は北上運河ということで排出されております。

事業の内容は、排水路3路線3.3kmの改修を行うということで、平成7年度に着工しておまして、平成9年度に完成する予定ということにしておりましてけれども、実は国道45号とJR仙石線を横断する箇所がありまして、この構造協議で若干時間がかかったということで遅れております。これを解消しましたので、今後進捗にはかなり弾みがつくと考えています。平成15年度までに事業費ベースで85.3%の進捗でいまして、排水路2.5kmを実施したということになっております。今後の工事は、排水路800mを残すということで事業費約1億5,800万円、これぐらいの事業が残っているということになっております。

調書2ページの上段の方を見ていただきますと、施設の供用状況としては、排水路2.5kmを施工したことから、降雨による湛水被害が大分少なくなったということと、地下水の低下等も見られるということで、効果が上がっていると見ております。

全体事業費として2億8,000万円ほど増額になっているんですが、これは先ほど説明しましたJR仙石線と国道45号の横断について、当初計画で予定した前の樋管を利用するという案が、どうも排水効果上問題があるということで作りがえしたことによる増額になっております。

事業をめぐる社会情勢の変化ということですが、排水路が整備されて、この事業は転作作物の地下水に対する安全度を増すための工事になっておりますが、大豆の転作等も行われるようになったということで、効果が出てきたと思っております。

なお、この近辺については、ほ場整備事業を平成23年度に向けて今計画中となっております。

それから、3ページをご覧くださいますと、3ページの上の方の代替案の可能性についてですが、これは既設の路線を使って改修しているということもありまして、この案以外にないのではないかと今のところ考えています。

特に、全部基本的には3面護岸という形でやっていたけれども、コスト縮減等で3面で護岸するだけでなく、一部護岸を使えるところはそのまま使っていくという形でコスト縮減を図っております。

それから、費用対効果についてですが、これについては1.19という形になっております。

対応の方針としましては、今後、全体事業費1億5,800万円ほどですが、これは完了間近ということもありますので、ぜひ継続で事業をさせていただきたいということで、今のところ目標としては18年度に完了したいと考えております。

以上、かんがい排水事業関連の4事業について説明を終わります。

森杉部会長      ありがとうございました。ご質問をどうぞ。

沼倉委員      私どもが検討しなければいけない事業はどれなんだろうということなんですが、対象となっている事業のご説明の後に、B/Cの計算のところでは関連事業も含めたB/Cの計算になっていると思うのです。当該事業だけのB/Cの計算というものができないのかどうか、全体的な状況を知ることにも必要なんですが、不要な事業がないかどうかということをチェックすることも必要だと思うのです。あまりにも大き過ぎてよくわからないという状態なんですね、B/Cの計算で。例えば、最初の16番ですと……。

森杉部会長      皆さん、16番を、いい対象ですから16番を出してください。

沼倉委員      たとえば、17番と18番で言いますと、迫川上流と、18番の方が迫川上流3期地区ですよ。これは別の事業となっているんですけども、B/Cのところではおそらく関連事業というところで同じに含まれているのか、ただ、事業費の計算が17番と18番ではやはり違ってきますので、同じ事業ということなのかどうかということがわからないんです。評価の対象となる事業というのは、この事業が含まれている一部として見ていくべきなのか、それともこの事業ということであれば、この効果というものを算定していただくべきなのかというので、ちょっとどうなんでしょう、委員の皆様、よくわからないんですが。

森杉部会長      ここで言う便益の対象ですね、対象とする事業はどの事業に限定されていますか、というご質問です。

農地整備課長      この事業については、同一の区域に係る事業費について全部重ね合わせてやるというのが先ほどの説明の内容になっているんです。

沼倉委員      それはなぜですか。

森杉部会長 重ねるという意味がよくわからないのですが。

農地整備課長 足し合わせるということがよくわからないということですか。

森杉部会長 何を足し合わせているのでしょうか、何と何と何を足し合わせているのかを知りたいんですが。

農地整備課長 今ここで足し合わせている効果で使っているのは、迫川上流の場合ですと国営かんがい排水事業でかかっている分で、この区域……。

森杉部会長 それは、資料の何ページに載っていますか。それから、補足資料でどこのことについて説明しているかを先におっしゃってください。

農地整備課長 資料そのものについては皆さんの方にお配りしていないということなので、これについては、コピーして渡して説明いたしましょうか。

森杉部会長 それでは次回にしましょうか。資料をご提出いただいて、ご説明いただきましょう。

沼倉委員、ご意見ございますか。

沼倉委員 まず、一番聞きたいのが、どうしてこの事業だけの効果が算定できないのかということと、もし算定できないので全体として効果を見る必要があるということであれば、全体事業を我々が理解しなければいけないと思うんですね、そうしないと評価できませんので。その辺がなかなかわからないので、もうちょっとじっくりの方がいいかもしれないですね。

森杉部会長 沼倉委員、資料のどの部分の質問でしょうか。

沼倉委員 17番の1ページの変更全体事業費、これは102億円でございますよね。B/Cの計算が4ページにあるんですけども、ここで の投資効率のところに使われている換算総事業費のところに関連事業も含めてというご説明をいただきまして、換算総事業費ですから支出事業費とは違うと思いますけれども、ここで言いますと828億円の事業になっているわけです。現在価値の計算を入れましても、相当多くのほかの事業がここで対象になっているというのがわかると思うんですが。

この事業の変更全体事業費では102億ですが、投資対効果のところでの換算事業費で言うと828億の事業を対象にしています。私たちは何を評価するんだらうかと。

森杉部会長 なるほど、わかりました。

では、お願いします。

農地整備課長　　今のご質問の内容なんですけれども、先ほどここは国営事業をやっていますと言いました。それから、ほ場整備事業も始まっていますという話で、そこにさらにこの事業をやっていますと。この三つの事業が全部入ってきて大丈夫かという効果算定をするというふうに農水省の方でされているんです。それで先ほどのような800億円とか、この事業以外の方まで入っていると。将来的に投資する予定の方も予定事業費として一応入っているという形になって投資効率をはじいているという形になっています。

森杉部会長　　それは困りましたね。これは農水省の方針でしょうが、評価としては問題ですね。対象としている事業以外の費用便益を全部入れて効果を出しても何の参考にもなりませんよね。費用も効果も両方とも入っていると。この排水事業そのものの効果を計算できませんか。

徳永委員　　それと関連して16番の事業の場合、ほ場整備との関係でいろいろ問題があるという説明なわけですね。そうしたときに、今回の便益算定とも関係するんですが、同時採択であるのか、でも、説明を見るとどうもほ場整備の方が後から採択されているようですし、だからそういう意味で、こういう一連の総合的にやらないと効果が上がらないような事業の採択規準というの、タイミングといいますが、それがどう決められているのかなということです。

さらに、特に16番で見ると、遅れた理由が、ほ場整備と調整する必要があったから遅れたということを言われているんですが、その後の説明ではほ場整備が採択されたから早急に先行してこっちを整備するんだというような説明のようにも聞こえたんですが、その前後の関係ですね。それと事業の採択基準と効果算定方法との整合性の問題についてどう考えるのでしょうか。

農地整備課長　　16番の方は、先ほどの国営よりは若干単純になっているんですけれども、この区域はかんがい排水事業というのが先に上がってきているんですが、この上げる時点でこの地域の農業をどうするかという中で、全体としてほ場整備を考えてやりましょうという形になっています。したがって、効果を算出する時も、ほ場整備を投資したらどこまで関連するんですか、投資効果はあるんですかという形でこの計算がされています。本来ですと、これが上がった時点で完了時点が同じになるように事業進度をしてこななければならないんですけれども、いかんせん、ほ場整備の場合ですと全員の方の同意ということが必要なもので、時間的に納得していただくまでのタイムロスが出てしまうということです。そういうことなので、まだ走っていない部分については概算ではじいた事業費で計上していますけれども、いずれ合わせて効果として出していると理解していただきたいと思います。

森杉部会長　　この排水事業というのはほ場整備なしで排水事業だけをやるということはないんですか、あり得るんですか。

農地整備課長　　基本的には改良された農地に対して排水するというのが原則になっています。ですから、未改良の部分だと、ほ場整備事業がセットになってくるとというのが基本になっています。

森杉部会長 未改良の場合は、ほ場整備事業がセットだと。改良されている場合には追加事業として行うわけですね。そうすると、追加事業で行う場合には一緒になっているんですね。

農地整備課長 この場合は一緒にやっています。上流地区も同じですけれども、一緒にやっています。

森杉部会長 そのほ場事業そのものは今回の案件には上がってこないんですか、一緒にやっているほ場事業という、そのものは。

農地整備課長 そちらは今のところ始まってまだ間もないもんですから、再評価まで来ていないというタイムラグになっています。

徳永委員 採択時期がずれているということですか。

農地整備課長 そうです。先ほどの国営事業が関係した事業も、国営事業自体がほ場整備まで考えて計画しているんです。土地をだれがどうしていきますかということで、先ほど昭和49年から国営事業がスタートしたと言ったんですけれども、それだけのタイムラグができてきて、間に県営が入ったり、ほ場整備が入ったり、こういうことになってきています。

徳永委員 そうすると、それはほ場整備が採択されることが前提というか、やるということは決まっているけれども、いわゆる行政手続上の採択としては時期がずれてしまうと理解すればよろしいですか。

農地整備課長 そうです。

森杉部会長 そうすると、排水と言いながら、実質的にほ場整備で総合的な事業をやっているわけですね。だから、今後どう処理するかは課題だと思いますが、思い切ってほ場事業全体の説明をいただいて、その中で一応形式的に取り上げるものはこの排水事業だという説明をいただいて、ほ場事業全体の状況を説明していただいて、金額も何もかも、B/Cも同じような格好でやっていくと、かえって概念的に混乱が起きませんよね。今後の取り扱いで、そのようにして頂いたらいかがでしょうか。個別に分けるのが大変困難だということですので、無理をしないでもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

農地整備課長 効果を出すときにはそれなりに区域分けして、事業がどこにどれだけ張りつくという表はつくっているんですが、それでよろしければそれで説明します。ただ、現実には当初の効果を出した時と今の時期で若干タイムラグがありますので、今実際に実施している事業と、ほ場整備も最近お金がないもんですから、かなり区域を分割したりして、前に例えば500haで考えていたんだけれども、今は100haでなければできないよということで小さくしたりして、そこまできれいに整理できるか



というのはちょっと心配なところがあるんですが、今計画に上がっている地区や事業との関係性であれば説明できると思います。

森杉部会長 厳密にご説明いただいても、理解まで時間がかかるでしょうから、説明もかなり概略的なものでもよろしいかと思えます。いずれにせよ、連動しているという事実認識のもとに全体を説明いただくと位置づけもよくわかるし、B/Cの効果もどういふところに上がっているのかもわかるかと思えます。そういう観点で、今回はこれでわかりますが、そういうことでよろしいですね。今後やはり一緒にご説明いただくというのがよいのではないかと思えますが。

徳永委員 要するに、採択時期が二、三年ずれるということは仕方ないとして、これを今回評価して、また二、三年後にほ場整備の方はほ場整備でまた評価するというのも何か二度手間という感じがするので、できればそれを一緒のタイミングで評価できるような再評価の選び方といいますか、そういうのをちょっと考えていただけるといいのかなと思うんですけれども。(「だから、5年ということではなくて、間をとって」の声あり)

農地整備課長 ほ場整備の場合ですと、二、三年のずれであればいいんですけれども、何十年のずれというのが結構あるんです。何十年たってもまだ上がらない地区もあるということで、結構なかなか単純にはいかないのです。

森杉部会長 何十年もずれがあったら、それはそれで仕方ありませんが、先ほどの二、三年とかという場合、これが5年たったから厳密に5年、その次にほ場が5年たったからまた5年という、2年に同じものを2回もやるようなことはやめて、中間1年で両者一遍にやってしまうという措置が可能かどうかをご検討いただけませんか。

徳永委員 たぶん二、三十年も違ったらそれはもう完全に独立した事業と考えるべきだと思うんですよね、それほど離れてしまったら。

農地整備課長 今のお話なんですけれども、農地整備課長が申しましたとおり、実際に工事が着手されている関連事業で言いますと、着手していない計画の関連事業といったものもありますので、一気に全部をひっくるめてその中に入っている事業の評価をしまおうというのは、お話としてはわかりますけれども、やれる事業とやれない事業が多分中に含まれているということが出てくるんじゃないかと思えます。ですから、今回、再評価地区にさせていただいている中の事業の動き具合、そんなものを見ながら検討させていただきたいと思えます。

森杉部会長 できるだけ作業をお願いします。やるからにはなるべく規模の経済を求めて、ほぼ同じものであるならば一緒に整合的にやりたいと思っております。その観点でのご判断をお願いしたいと思っております。

今このB/Cの効果についてはよろしいでしょうか。このかんがい排水事業というのは、かんがい排水そのものではなくて、ほ場整備が全部連動している、という形でB/Cも計算してあります、という認識のもとにご審議をお願いしたいと思っております。

います。質問ありませんか。

遠藤委員 一つ教えていただきたいんですけども、17番、18番で国営の事業ということが入ってくるんですけども、その費用負担の内訳というのはこの調書に書かれている割合と同じなんでしょうか。もしそうだとすれば、各自治体、各農家の負担というのも結構な金額になってくるのかなという思いでお聞きしたいと思います。

農地整備課長 費用負担の各団体ごとの割合については、事業によって全部違います。国営事業ですとかなり国の負担が高くなりますし、あとだんだん団体に落ちていく、あるいはほ場整備事業はほ場整備事業でまた違うというように、全部事業で違うというふうになっています。

加藤委員 国営事業について、具体的に話してもらいたいのですが。

農地整備課長 今、国営事業についてどれぐらいかという話もちょっと出ていたんですが、国営事業もつくったものによってまた補助率が変わるという形になっています。国が大体3分の2でやっています。県が大体17%位でやっているんですかね、あと市町村が6%位、その他がいろいろ変わるという形になっています。農家負担としてはそれぐらい残りますね、10%近い。あと、年度によってもちょっと変わってまして、昭和49年からやっているやつと最近やったやつはまた大分違います。3分の2と2分の1と70%と3タイプあります。施設ごとに変わっていると理解いただければよいのですが。ダムとか、自治体ではできないようなやつは国の負担割合が高くなっています。

加藤委員 それではわかりにくいところがあると思うんですね。だから、今、遠藤委員が知りたいのは、例えばこの地区の場合、迫川上流の国営事業の場合にどれぐらいか、それを教えてもらえばいいんじゃないですか。それで、この中で地元の市町村負担とか農家負担とか、具体的にどれぐらいになっているのか。

農地整備課長 それでは私の方から説明しますと、まず国営の方ですが、先ほど迫川上流地区と2期地区ということでお話ししておりますが、迫川上流地区の方は、国が57.8%、県が22.7%、市町村が19.5%ということになっております。2期地区につきましては、国が66.7%、県が20.9%、市町村が12.4%でございます。（「農家負担はないのですか」の声あり）農家負担はございません。

農地整備課長 迫川上流地区の国営事業は、市町村までの負担にして、農家に負担を求めないという協定になっているそうです。

森杉部会長 なぜそうなんでしょうか。

農地整備課長 事業を導入したときに、農家に水を一番頭でやるもんですから、一番上の方の事業は行政で負担しようという合意になったということでそのようにしたと聞いております。したがって、県営から以下のものは農家の負担を求める、自分のところに

近くなれば求めています。

森杉部会長　例えば、ダムなんかはもちろん農家負担はないですよね。しかし、おそらく排水になってくると農家負担は出てきますね、排水とか水利、利水すると特になりますね。農道も農家負担というのではないと思いますが、おそらく施設によって違うのでしょうか。

加藤委員　この地区の場合は、宮城県内でも特殊な地区ではあるんですね（「この地区はどこですか」の声あり）。栗原郡の迫川上流地区と迫川上流3期地区、この国営事業をやっている地区は宮城県内でも特殊な地域でありまして、というのは、この事業をやるまでに土地改良区という組織ができなかったんです。それで、事業をやるときには町村申請で始まっているものですから、というのはこの地区だけは「水の管理はお上がやるもの」みたいな思想がずっとあった地区なんですね。それで、土地改良区、その前の普通水利組合のようなものもつくりしないで、町村組合なんですね、この地域の施設の管理は。その町村組合で管理して費用の大半は関係市町村が負担するという形でずっとやってきたものですから、今回の国営事業が始まるときにも主要な部分の負担につきましては町村が持つという形になったんだろうと思います。ほかの地区ではある程度農家負担が出てくる、ダム以外は出てくるはずですが、この地区はある面では特殊な地区だろうと思います。

森杉部会長　ほかにどうぞ。

徳永委員　最初の三つに関して再々評価ということなんですが、前回もやはり工期の話が出ていたようなんですね。もう20年、30年たっている事業ですので、なぜこんなに時間がかかるかなど。調整が非常に大変だというのはわかるんですが、前回でもその調整を積極的に図って早くやりますよという答弁になっていたかと思うんですが、相変わらずまだまだ時間がかかるなという印象がやはりどうしてもしてしまうんですね。それで、重点配分をしますと言って平成22年を目指すという形になっているわけですが、その一方で、その後に採択されている19番が平成7年採択なんですが、これはもう18年で終わってしまいたいというふうなことになるように思っていて、ある意味そういう逆転現象まで起こっているのではないかと。ですから、そこら辺の工期の考え方、これはどんなことになっているのかということをもう少しご説明いただきたいんですが。

農地整備課長　16番と17番、18番は若干事情が違ってきます。16番は、実は全国でも工期の遅延地区、要するに遅れている地区ということになっておりまして、早くやるんだとは言われているんですが、何か途中でやめると水が末端まで行かないというところに来ていたので、やめられないところでやっていました。もちろんほ場整備事業の方も、ちょうどそのころ機運が上がって採択なるかならないかという時期に差しかかったのだからやってきたんですが、前回の再評価を受けてから事業費としてはかなりの額になっています。また、全体の事業費がここは100億円以上の地区なので、県予算の中でも重みがあり、なかなか一気に予算がつけられませんでした。皿貝川沿岸地区についてはそういうことでかなりここ5年間進めてきたと。この進

度で今のところいける見通しがあるということで事業継続をお願いしたいという状況です。ちょうどほ場整備の区域の中で用地を見いだしながら、大型のパイプラインをセットしていくという工事をやっていますので、今ちょうどチャンスで、ちょうどいい時期になっています。

迫川上流の方は、時期的には、先ほど5ページ目の調整というのがありましたけれども、ダムなり頭首工の調整が全部国を使って構造協議をやり、そしてOKになると初めて国営の方もOKというスタイルになっていたもんですから、なかなか進められなかったというのもあって、水路の延長が非常に進んでいたというのも御指摘になっていたかと思うんですけども、末端の水を取るところじゃなくて、水路の方を先にセットして少しずつやっていくと。こちらの事業費は若干抑えぎみにして、もしかすると、皿貝川沿岸地区の部分に回していたという経緯もあるんですが、そのように調整してきました。今回、皿貝川沿岸地区が間もなく終わりますので、一つ大きな事業が終わるので、ここで保留した分を迫川上流の上流地区及び3期地区の方も事業費が回せると考えています。いずれも、どちらも河川の中の頭首工の工事なんです。この上流地区については主体になるので、少しだけの数ではどうにもならないということもありますので、全体の事業費調整の中でもほ場整備事業も全体として少しずつ少なくなってきましたので、予算を回す機会も増えてきました。

森杉部会長 頭首工というのはどのくらいの建設費がかかるのですか。何十億というオーダーですか。

農地整備課長 15億円ぐらいかかります。

森杉部会長 それをまとめて入れるということですか。工期はどれぐらいでできるのですか。1年でできますか。

農地整備課長 大体工期は湯水時期だけねらって、台風が来るような時期は外させられますので、満足な工事ができないということがありまして、大体一つの頭首工に3年ぐらいかかると見ています。河川管理者の立場からすれば危険なものはなるべく置きたくないというのが働きますので、なるべくそういうときはやらないでくれということになって、なかなか一気ににはできないということになります。

森杉部会長 ご意見をどうぞ。

19番と16番、これは継続してやっていただくと、我々としてはご提案申し上げたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしでしょうか。

それから、残り二つですが、実は今回のB/Cの計算には残事業に対してB/Cがどうなるかという計算がされてないのですね。それは現在の農水省の方式がそういう計算の仕方をしていきますので、計算されてないのですね。ただ、国土交通省型でやりますと残事業のB/Cがどうなるかわかります。そうすると、多くの場合、非常に高いものになります。残事業をやることは価値があるということが出てきますから、そういう観点で継続が必要なのではないかということをサポートできるような資料になると思うのです。今回でなくていいですが、今後国土交通省方式での

計算を平行的に並べるときには残事業に対するB/Cの値も出せるような形での検討をお願いしたいと思っています。

それぞれの事業が遅れているようですが、継続をお願いするということではいかがでしょうか。

特に附帯事項、附帯意見がございませんか。どうぞ。

長田委員 19番は今まで審議したうちでは、槻木地区は別として、生態系、景観への影響の点できちっと記してあるんですが、16番の昭和52年あたりに採択したのは環境への配慮というのがとてもなかったらしくて、何か言い方も希少動物があったらほかに移すみたいな、そんな表現でごまかしているんじゃないかなという気がするんです。これから社会をめぐる情勢の変化というのは農村環境というのがとても大きな問題になってくると思いますので、これからやはり環境に配慮した事業、かんがい用水とか用水路なんかもそういった方向に行かなければいけないのではないかなと思っています。

古い施工の部分では新たにどんな工夫が具体的になされたのか、もしありましたら教えてほしいのと、それから、その結果によってB/Cが多少下がるということもあるのかなという気はいたします。そこら辺の調整というのもあると思いますけれども。

農地整備課長 16番の事業については、現在やっているのはほとんど地中にパイプを埋めるという工事なので、余りその辺は逆に見ていないということもあるんですが、同時にほ場整備をやっていますので、ほ場整備の方で環境の方は配慮してやっています。もちろん生き物の調査をしたり、植物の調査をしたりして、希少種等が出てきたらそこを保護するというような形をとらせてやっています。

あと16番で末端の方に若干河川を越す部分が1カ所あるんですけれども、そこには何かちょっと貴重な種がありそうだという話を聞いていますので、それは調査してから橋脚をつくるとか、当然、生態系保護でいくという形になると思いますので、その辺は考えたいと思っていました。

それから、上流地区については、この地区についても当然、今、委員がおっしゃられたように、古い時代の部分については余りそういう対応をしてないんですが、最近の分についてはできるだけ環境に配慮した形でやるように、魚礁ブロックを使ってみたり、あるいは3面護岸を2面に落としてみたりということで工夫をさせてやっています。以上です。

森杉部会長 それでは、よろしいですか。ほかにございませんか。

以上をもちまして、4件とも継続という形にさせていただきます。特にこれについての附帯意見はなしという形で継続という決定をさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 ありがとうございます。

それでは、20番をお願いいたします。

農地整備課長

湛水防除事業、20番の案件についてご説明したいと思います。

この槻木地区の場所ですけれども、柴田町の東部、阿武隈川と白石川が合流する地点の北側に位置してしまっていて、国道4号とJR東北線が並行して走る区域になっています。国土交通省の方で五間堀川を直していると思うんですけれども、それに沿う地区になっています。受益面積465ha、全体事業費60億円になっておりまして、排水改良事業でございます。

湛水防除事業というのは、立地条件が変化したということで田んぼの中に湛水被害が生じてきたということ解消する事業として、農用地及び農業用施設に対する自然災害の未然防止という観点から仕事をさせていただいています。

事業の内容ですけれども、本地区は1級河川の五間堀川と白石川、阿武隈川に囲まれた地域として、丘陵部の高位部については五間堀川の方で排水しております。農地等の低位部については低地幹線排水路を流下しまして、四日市場排水機場という古い機場があるんですが、これから阿武隈川に直接排水しているという区域でございます。近年、この流域においては宅地造成とか、あるいは工場の進出、流域開発等が著しくて流出量が増大してきているということと、排水本線の五間堀川及び阿武隈川においても流域開発が振興してきて水位の上昇とか洪水の継続時間が多くなってきているということで、排水能力の低下を招いているということから、農地等においては湛水被害が生じてきています。これについて排水施設の改修が必要と考えております。

事業の内容でございますけれども、排水機場1カ所、これは新四日市場排水機場と仮に言っていますけれども、これに口径1,200mmの400馬力を1台と口径1,500mmの600馬力3台のポンプをつけまして、毎秒19.5tを排水するという予定でございます。これに合わせて低地排水までの導水路工250m、それと低地排水の断面拡幅の排水路工1,858mの改修を行うとなっております。

本地区は、平成7年度に着工しまして、12年度に完成するという予定でしたが、阿武隈本川に排水するというのと、国道4号は4車線区間になっていますが、これに設置する排水樋管の位置とか構造の問題、それとJRを横断しなければならぬということで、東北本線の横断工の協議に時間がかかりかかりました。それで12年度に完成する予定が完成できなくて今日に至っているということで、再評価をお願いする結果になったということでございます。

これまでの進捗状況ですが、平成15年度までに事業費ベースで30億9,000万円、約51.5%ほど進めております。これで阿武隈本川に対する排水樋管と排水機場の吐出水槽、吸水槽、建屋、低地排水の排水路工1,858mを実施しております。今後の工事としましては、事業費29億1,000万円ほど残っているんですが、これで排水機場のポンプと低地排水路までの導水路256mを施工するという予定になっています。

2ページの方をご覧くださいますと、供用状況ということで、低地排水の方を少し断面拡幅したことによりまして湛水被害は幾らか解消されてきています。これは古い機場の方でやっておりますので、能力をアップしたわけではないんですが、貯留効果か何かで幾らか飲みがよくなったということでございます。

全体事業費が13億円ほど増額になっております。これはJRの横断構造の変更とか横断する時の仮設の変更によりまして、かなりの額の増嵩を見ております。あ

と、ちょっと調査不足も否めないんですが、広域水道の大口径の送水管が入ってまして、これが出てきたので、これの移設補償等も増額の原因になっています。

それから、事業をめぐる社会情勢の変化でございますが、本地区内においてほ場整備事業槻木地区というのが実施されておりまして、平成10年から着工しております。こちらの方は進捗率も61%と着実に進んできております。したがって、ほ場整備の方も関連することから、本事業の早期完成が望まれているというような状況になっています。

代替案の可能性ということですが、この事業も土地改良事業ということで受益者からの同意を得てやっておりますけれども、河川に対する排水場所とか国道の横断場所、こういうところの協議の中から今の場所が最適だと考えております。

コストの縮減ということで、事業費を幾らかでも圧縮しようという考え方でやっているんですが、これは樋管工事等において撤去した護岸ブロックの再利用とか、そういう小さな形ですけれども、そういうことで対応したいと考えています。

それから、4ページをご覧くださいますと、費用対効果ということになりますが、費用については先ほどの効果と同じで、本事業の効果については予想被害について農業被害の和として算出することになっています。ただ、農業被害額は公共被害に比べまして5割以上高いことというのが事業の採択要件ということになっておりますので、これで算出しますと投資効率が1.03になっております。

今後の事業の対応方針としましては、事業費ベースでまだ29億円強が残っておりますけれども、すべての他官庁等協議が完了しておりまして、主要事業のJR本線も今年からJRの方に委託をかけたして3年債務でやっていただくというところまで来ておりますので、事業の継続ということをお願いいたします。ただ、JRの方もこれから3年かかるといふことと、旧機場の撤去ということもありまして、平成22年までにかかると見ております。

以上でございます。

森杉部会長      ご質問、ご意見をお願いします。

田中副部会長      この隣接する場所で、五間堀の話が昨年も出てきています。非常に洪水対策ということで効果があるものだなという印象を持っていて、多分B/Cも結構高かったと思うのですが、今回はかなり低くて1.03ということです。重要性とか効果ということはもちろん理解できますが、事業として一体化というのは考えられないものなんでしょうか。同じような形で被害を受けていますが、この事業のB/Cの値がこういう形になるというのは意外な感じがしています。

あともう一つは、河川関係と同じように、こういう災害対策だと、確率の話とかあるいは流量配分がこうなっていて、このぐらいまで対応できますという話があるべきと考えますが、これにはなくて、何かちょっとアンバランスな感じがするんですけれども、いかがでしょう。

農地整備課長      この災害関係の効果の出し方は、先ほどのかん排の事業とはちょっと違うんですね。実際にはどういうやつをやるかということと建設費と被害額の見合いでやっているもんですから、農業側の被害だけを拾いますと余り大きくなりえないという、何かそういうジレンマがちょっとあります。

森杉部会長 先ほど田中委員がおっしゃったように、ベネフィットとして説明された計算の仕方は間違っているのですね。雨というのは一定の確率で起こってくるわけです。洪水も一定の雨に応じて確率が出てくるわけです。それで、この工事によって確率的に一定以下の雨の被害を防ぐことができる、それがベネフィットです。ですから、河川でやっておりますように、あるいは海岸でやっておりますように、全てある一定以下の雨の場合には被害を防ぐことができる、その計算をしたものがベネフィットです。こういう計算をされても、理論的には間違いなく、これが1以下であっても、1以上であっても何の価値もないということになります。

農水省の方針がいかなる形であっても、県としてはこういう計算では困りますので、整合性を持った形での計算が必要になりますから、ぜひとも洪水対策の被害の軽減という形での便益の計算をお願いしたいと思います。

田中副部会長 あと、事業としては、河川の方の話と便益は全然別だということなのですか。手法的に何かできそうな感じがするんですけども。

農地整備課長 先ほど高地排水の分と低地排水の分というお話をしましたけれども、流域が違うという考え方と、一定基準の雨ということですが、もちろん農水省のマニュアルにも一定基準の雨の基準があります。

森杉部会長 確率は幾らですか。

農地整備課長 通常の土地改良事業ですと10分の1確率なんですけれども、この場合、20分の1年確率でとっています。多分、河川さんの方は50分の1か100分の1のどっちかだと思うんですけども。

森杉部会長 20分の1なら20分の1で、現在は10分の1を組んでいるのですから、10分の1の確率での洪水を軽減しているはずですね。そういう確率を計算して、年々の便益を計算して、被害額を計算していただかないと、これでは全くわかりませんね。年々の便益というものになってないでしょう。

農地整備課長 年々の便益という形のやつは、私はちょっとよくわからないんですけども、今までやってきたのは、20年に1回来た確率でやりますと農作物は全部だめになりますという被害とか、例えばここだとポンプ場がありますが、ポンプ場も全部水没してだめになりますとか、そういう形でやっているんですが、それに対して、被害を受けたのに対して建設費が幾らですという形でしか計算してないということなんです。

森杉部会長 いつどんな被害が発生しているのかわかりませんよね。10年に1回の確率で発生しているという状況になっていません。ここでの説明は、現時点で突然これだけの被害が1回だけ確実にあると、それが節約できたら便益だというカウントをしています。10分の1ということは、毎年毎年10分の1の確率で洪水被害があるかも知れない、それを防ぐことができたという便益が毎年あって、それを現在価値換



算するというのが便益なんですね。

これはもう詳細審議にしますか。

もう一つ、田中委員がおっしゃったことですが、この事業は五間堀川と密接に連動しているんですね。これは五間堀川の工事の中に入っているかも知れませんが、入っていないかも知れません。特に一般非農業被害というところの項目ですが、これはおそらくダブルカウントですね。

徳永委員　　そういう意味で、流域がよくわからないんですよ。これは真ん中に五間堀川を抱き込んでいるような形で既設の排水路がありますよね。それを受けた形で今回のものが来ているわけですが、その時の流域をどう考えられているのか、いわゆる取水流域ですが。

森杉部会長　　そうじゃないんですね、これは非農業区域と言われると田んぼまでなくなってしまいますよね。これが問題なんですね。

徳永委員　　だから、その取水側と被害想定エリア、それがちょっとよくわからないので、五間堀川の審議のときにそこが空白になっていたというような感じが余りしないわけですよ、もう記憶がないのであれなんです。だから、そういう意味で非常に河川との関連でちょっとよくわからないというところですね。

森杉部会長　　これは詳細審議にしましょう。特に、これは県サイドにお願いしたいのですが、今回担当していらっしゃる農地整備課の方だけじゃなく、五間堀川を担当していらっしゃる河川サイドとの協議をお願いしたいと思っています、こういう場合にどんな形で整理をして、どんな表現をして効果を出すかと。ほ場と同じように全体のことをご説明いただいて、そのうちのこれだけを取り出してやるということもあると思いますし、それから、五間堀川もたしか全体的な効果を計算しているんですね。どうもよくわかりません。ぜひその辺の整理をお願いしたいと思っています。

事業としてはもうやっていますので、ここで今中止という線は無いと思いますが、それにしても取り扱いが混乱を起こしておりますので詳細審議にしたいと思います。

今、特にこういうことを調べてくださいとか、こういうことをお願いしたいというご意見ございましたらお願いします。よろしいですか。

徳永委員　　排水機場の場所が国交省側との協議で「ここしかない」というような説明のされ方をしたんですが、それはなぜそうなのかというのがよくわからないのですが。

森杉部会長　　この段階では結構ですから、もう一度お願いします、五間堀川の事業全体のところと今回の事業の位置づけみたいなもの、それをどう整理するかということについての協議をお願いいたします。よろしいですか。(「今のはいいですか」の声あり) そのときで結構です。

ほかによろしいですか。それでは、これは詳細審議にさせていただきます。

大変たくさんのお客様にご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは休憩時間に入ります。35分までの8分間休憩いたします。

休憩（午後 3 時 2 7 分）

再開（午後 3 時 3 5 分）

森杉部会長

それでは再開いたします。

次は、21番から24番の4事業です。

22番は東大崎地区でありまして、勉強会で既にご説明いただいたところですが、これも含めまして概略でご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

農地整備課長

それでは、4地区について、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

事業地区を県内の位置図で先に説明します。加美町のやや北の方に位置するのが21番の宮崎北部という地区と、古川市の高速道路の近くに位置するのが東大崎地区となります。さらに、県の北部で岩手県との境、石越町の近くに石越北部地区がありまして、そのちょっと南の方に南谷地地区というのがあります。位置図が出ましたけれども、大体そのような形だと思っていただければ。宮崎北部、東大崎、石越北部、南谷地の4地区でございます。

初めに、21番の宮崎北部から説明したいと思います。

資料6ページの方に地図がついていますので、そちらの方も参考にいただければいいと思います。

宮崎北部地区については、加美郡加美町の中央部、旧宮崎町分でございます。1級河川田川と北部丘陵地帯に囲まれた地域でほ場整備を実施しているものです。

資料1ページの事業概要ですけれども、整備前のほ場については区画が小さくて農道も狭い、用水路、排水路は兼用の導水路ということで整備されていまして、耕作上は耕作機械作業には若干問題を残していたということと、導水路等がありますので維持管理に労力とかかかっていたという地区でございます。

事業の目的ですけれども、農業従事者の減少とか、農家の高齢化の進行、あるいは耕作放棄地の増加等、農業の置かれている厳しい状況の中で、機械化営農とか、あるいは農地の区画形状の改善あるいは用排水路の分離、農道の拡幅による生産基盤の整備ということをやりまして、経営規模の拡大を図る、あるいは農地の集団化を図って農家経営を効率よく、かつ安定した収入に結びつけるということを目的としております。

事業内容につきましては、区画整理工事180ha、暗渠排水工事19.2ha、客土工事94.1haということになっております。標準区割りについては、9ページに書いてありますけれども、125mの80mという標準区割りで考えております。この区割りでいきますと1haという形になりますので大型機械に適した状況になるということで、さらに排水路を整備して暗渠排水などによる土壌排水のコントロールをするとなっております。

この事業費の負担ですけれども、国が50%、県は35%、それと町が10%出しておりまして、農家の方の負担は5%ということで、土地改良法に基づいた事業参加の中で事業を実施しているという地区でございます。

事業の進捗状況ですけれども、平成7年度に全体事業費27億7,200万円ということで、受益面積231.6haの採択を受けたわけですけれども、現在83.3%ほど進行しております。当初の完成予定については平成11年度ということで

したけれども、今回は平成21年度、全体事業費も37億6,500万円に変更したいと考えております。これは平成10年度に受益面積の減少とか、あるいは文化財が出てきたことによる客土の増加によって事業費が増高したということで、計画変更をさせていただいております。計画変更をして各地区の同意を再度取り直しているという形になっています。区画整理工事は154haが工事済みですが、残りは文化財の発掘調査と調整しながら工事を進めていくということで、文化財の方が19年度に完了予定ということになっておりますので、それに合わせて事業工期を設定しております。客土工事68haほど工事済みなんですけれども、客土工事は文化財を保護するために上に土を載せるという工法に変更させられていますので、それに伴う客土になっております。

資料2ページに入りまして、効果の発現状況ということですが、整備済みの農地は既に供用が発現当初から開始されていますので、そういう面では効果がその都度発揮されていると考えております。

暗渠排水工事も合わせて実施しております、これで農地の乾田化等を図りまして作物の多様性に対応するということが、営農の多様性といえますが、それに対応するという形になっています。それから、客土工事ですが、ここは重要な埋蔵文化財が大量に出てきましたので、これを保護するという形で行っているという地区でございます。

全体事業費の変更状況とその要因について説明いたしますけれども、一つは、事業区域内に重要な文化財遺跡が存在しているのがわかりまして、協議調整の結果、遺跡を保存するという対応になりましたので、客土とか道路盛土材の増加、あるいは文化財発掘調査費も調査によって15億2,920万円ほどの事業費増になっております。具体的には、文化財の場所を赤で示してありますけれども、あのような状況で、最初の文化財の点在状況はああいう状態だったんですけれども、調べていくうちに結構広がりが出てきたために、かなり変更を強いられたという地区でございます。この遺跡は、隣接する国指定の古代の加美郡の郡役所跡、東山遺跡というのがあるそうですが、これと一体的な集落跡だと認識されているようでございまして、これは非常に重要度が高いという考え方の方でございます。

それから、三つ目は工事のやり方を説明しますが、最初は高いところの土を低いところに持って行ってやるということ、切り盛りバランスをとろうということ、考えていたわけですが、それができなくなりまして、現地盤の上にさらに盛土するという非常に辛い工法になってしまったということでございます。

あと、減額の部分がありますけれども、これはほ場整備実施区域の面積が若干減っております、これによって4億7,620万円ほどの減額になっております。それと物価変動等によりまして1,400万円ほどの減額、全体では10億3,900万円の増ということになっております。

それから、当初計画からの遅れの要因についてですが、これは先ほどからお話ししているとおり、文化財に主に起因するものでして、発掘調査のスピードがどうしても単年度にできる面積が限られているということから、それに併せて区画整理を行うことから遅れています。今後の進捗の見込みは、発掘調査は平成18年度で完了できそうだという見込みになりますので、これに合わせて区画整理工事は次年度、平成19年度で完了して、土地の権利関係を換地処分を含めて平成21年度までに完成したいと考えています。

事業をめぐる社会情勢の変化ということですが、土地利用型農業の体質強化のために経営体育成基盤整備事業に対する要望はまだ強いものがあります。生産コストの一層の削減と耕地の汎用化により畑作物の振興を推進し、担い手農家への土地集積と安全安心な農産物の供給をするために、関係農家を初め土地改良区、市町村からの事業に対する工事の早期完成の要望が高くなっております。

資料3ページに代替案の可能性についてありますが、本事業については土地改良法に基づいた事業参加者の全員同意の中で行っている事業でございますので、併せて土地の権利関係の確定という作業がありますので、事業の進度ももう少しというところまで来ている関係上、代替案はほかにないという考え方であります。

費用対効果についてですけれども、これについては農水省のマニュアルに従って算定しているわけですが、算定結果としては1.13ということになっております。

費用対効果の資料については、別に資料を配付していると聞いていましたので多分来ていると思っておりますが、そちらの方も見ていただければと思います。

事業の対応方針は、先ほど申し上げたとおり、事業継続でお願いしたいということで、一つ目の説明を終わらせていただきたいと思っております。

次に、22番の東大崎地区を説明します。

これは古川市の西部、岩出山町に行くところの南東部側に位置しているということですが、東北自動車道に隣接した区域で、中央部に古川農業試験場を抱えた区域になっております。

資料1ページを開いていただきたいと思っております。

事業の概要については、ほ場整備事業の概要については先ほどと同じですので省略させていただきます。この地区の事業は区画整理530.6ha、暗渠排水工事346.1ha、客土工事59.5haということになっております。標準区割りについては、先ほどの地区と同じで125mの80mということになっております。

用水関係ですけれども、ここはパイプライン方式をとっております。

費用の負担区分については、先ほどと同じでございます。

事業の進捗についてですけれども、平成7年度に全体事業費75億7,400万円ということで事業採択を受けたわけですが、現在、進捗率は94.2%となっております。当初の完成予定は12年度ということでしたけれども、今回の完成予定年度は18年度、全体事業費72億円に変更したいと考えています。区画整理工事と客土工事については完了しております。暗渠排水工事が残っております。今後、暗渠排水工事を行った上で土地の権利を確定する換地処分を行いまして完了ということに持って行く予定でございます。

それから、資料2ページに入りまして、効果の発現状況ですけれども、これは各農地とも一次利用という形で既に供用されておまして、効果については発現されているという形です。

区画整理工事については、先ほどと同様、維持管理費の軽減とか作物生産に要するコストの軽減等図られているということと、暗渠排水工事では農地の乾田化が図られております。

それから、全体事業費の変更状況についてですけれども、全体で3億7,400万円の減額ということになっておりますが、これは客土面積を139ha減にしたことによるものです。

それから、当初計画からの遅れということになりますと、地区内に埋蔵文化財が

出てきて発掘調査の遅れが一つ起因したのと、財政事情によって若干の適正な予算配分ができない時期があったということが遅延の理由になっております。

今後の見込みですけれども、暗渠排水工事と換地を残すのみということであり、適正な予算配分が可能ということで、18年度完了を予定しております。

代替案の可能性については、先ほどの地区と同様でございます。

それから、コスト縮減対策についてですけれども、道路工の高さの見直しとか他事業の建設残土の利用なり、用水路工のパイプラインの埋設高さを少し変えたり、排水路工の二次製品についてもよりコストの安いものに変えるということ、あるいは断面の見直しを行って全体事業費の圧縮に努めたということです。

それから、4ページに入りまして、費用対効果についてですけれども、これについては分析の結果1.28になっています。

以上で東大崎分については説明を終えたいと思います。

次に、番号23番、石越北部地区についてでございます。

これについては、石越町の北部に位置しまして、夏川の右岸に展開する水田地帯でほ場整備を実施しております。

資料1ページですけれども、事業の概要については、ほ場整備の概要についてはこれまでの地区と同じでございます。

事業内容ですけれども、区画整理工事345.4ha、暗渠排水337.6ha、客土工事45.7haということになっております。区割りについては先ほどと同じでございます。費用負担についても同じということでありまして。

事業の進捗状況についてですが、平成7年度、53億400万円、受益面積359haで事業採択を受けたわけですけれども、現在の進捗は87.4%になっております。当初の完成予定は11年度だったわけですが、今回完成予定年度を19年度に設定したい、全体事業費としては57億3,500万円ということで変更したいと考えています。区画整理工事については99%、ほとんど終わっておりまして、暗渠排水工事がまだ残っております。客土工事については完了しております。区画整理のうち2.8haほど残っているわけですけれども、今後これをやって終わりという形になっております。

資料2ページに入りまして、効果の発現状況ということですが、農地については整備済みということで供用開始ということになっております。区画整理工事では維持管理の節減なり作物生産に要するコストの軽減、暗渠排水では農地の乾田化ということが図られているということでございます。

それから、全体事業費の変更状況ということですが、一つは、ほ場整備実施区域の面積が13.6ha減少しておりまして、1億2,380万円ほどの減額となっております。それから、用水の安定供給を図るための調整池、それから、水管理システムといって遠くからコントロールできるようなやつを導入等で3億4,780万円ほど増額という形になっています。あとは物価変動等によりまして2億700万円の増額ということで、全体で4億3,100万円の増額になっています。

当初計画からの遅れの要因についてですけれども、地区中央を通る県道の付け替えが本事業と同時に行われていまして、17年度完了予定ということで実施されておりますので、この事業調整のために一部区画工事が着手できないということと、財政事情で適正な予算配分ができなかったという部分があります。この部分を含めまして今後県道工事が終わりましたら2.8haをやって完了に持っていきたいと考え

ています。

今後の進捗見込みということですが、平成17年度に2.8haを施工して、暗渠排水工事180.7haと換地処分を19年度までに実施して完了したいと考えています。

社会情勢の変化と代替案の可能性については、以前の地区と同じでございます。

それから、コスト縮減に対する対応ですが、排水路工の製品を既設に入っていたやつを再利用とか、敷き砂利厚さを若干薄くしたり、そういうことで全体事業費の縮減に努めています。

最後に、4ページに費用対効果について書いてありますが、1.03ということで整理されております。

対応方針ということで、最後になりますけれども、完了間近ということから、今後の営農への期待を含めまして継続としてお願いしたいということでございます。

これが石越北部地区に係る部分でございます。

最後に、4件目の番号24番の南谷地地区に移っていきたいと思います。

南谷地地区は、先ほどの地区の若干南側の方、石越町の南部で、中田町から見ると西側ですか、若柳町から見て西側ということで、1級河川の迫川、夏川に挟まれたところでほ場整備をしております。

資料1ページに事業の概要が書いてありますが、事業目的についてはこれまで説明した地区と同じでございます。

この地区の工事内容ですが、区画整理工事が209.2ha、暗渠排水工事が172.8haとなっております。標準区割りについては、8ページにありますけれども、ここは前にあった区割りをできるだけ生かすという形でやっていたけれども、125mの80mという形で標準的に考えています。費用負担については同じです。

事業の進捗ですが、平成7年、全体事業費23億3,200万円で事業採択を受けたわけですが、現在の進捗78.4%ということになっております。当初の完成予定はこれまでの地区と同じように平成11年度でしたけれども、今回完成予定年度を18年度にして、全体事業費25億8,660万円ということに変更したいと考えています。区画整理そのものについては昨年度までで完了しております。暗渠排水工事がまだほとんど進んでおりませんので、今後172.6haを施工して、その後に換地処分を行って完了したいと考えています。

それから、資料2ページになりますけれども、効果の発現状況ということで、これは区画整理が完了済みですので、こういうのが発揮されているということになっております。

全体事業費の変更状況とその要因についてですが、小排水路延長の増加ということとか、暗渠排水面積が95.2haほど増加したということで、2億5,400万円ほど増額になっております。

それから、当初計画からの遅れの要因ですが、財政事情で十分な予算配分をしなかったということが工事遅延の要因になっております。

今後の進捗見込みですが、暗渠排水工事を実施しまして換地処分を行った上で平成18年度に完了したいと考えています。

代替案の可能性については、これまでの地区と同じにご理解願いたいと思います。

それから、コスト縮減ですが、ここは既設製品の再利用とか、道路工の敷き砂利等の見直し等で全体事業費の圧縮に努めたという形になっております。

費用対効果については、分析した結果 1.62 になっております。

それと、対応方針につきましては、完了間近ということ、あるいは事業への期待が高いということから、継続としてお願いしたいということでございます。

以上で概略の説明を終えさせていただきたいと思っております。

森杉部会長      ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご審議をお願いいたします。

徳永委員      また工期絡みの話になるんですが、これは大体当初予定だと 5 年か 6 年ぐらいで完了予定ということに対してかなり大幅に遅れているということで、その要因にまず一つは財政の問題というのがあるんですが、それがいつから削られたのか、それがまず 1 点と、それから、幾つかの事業において対象地区数が増大したというようなことが書いてあるんですが、これは対象面積自体が広がったということなのかどうかということなんです。先ほど暗渠排水工の面積が大幅に広がったというご説明もありましたし、そこら辺の関係をご説明いただきたいと思います。

農地整備課長      財政の関係については、実は農業対策というのは平成 6 年にウルグアイラウンド関係でかなり事業費が増えた時期がございました。当時、その政策については国の方でもかなりの力を入れていたということで、宮城県でも同じように力を入れてさせていただいているんですが、その後、平成 11 年か 12 年になってから急激に要するに UR 対策と言われるやつが終わった途端に財政事情が悪くなってしまったんです。もちろんその前から決まっていた状態ではなかったと思うんですけども、国の後押しがあったということで。その間に採択した地区数が非常にふえてしましまして、急に国からのバックアップがなくなった途端に地区に割り当てする金はかなり小さくなってしまったということで、現在もかなり苦労しているんですが、徐々に完了地区がふえてきたことで幾らか割り振る金が少しずつふえてきているという状況でございます。ただ、今、その当時に比べますと大体 55% 位に県の予算が落ちていますので、かなりまだ苦しい状態でやっております。

それから、工種が増えたという話があったわけですが、当然文化財等で増えたものについてはご理解いただけたと思うんですが、そのほかに例えば暗渠排水ですと作物の作付上とか、我々が計画を立てるときはピンポイントであちこちとって標準値としてある一定区域を定めるわけですが、実際にやってみるとなかなかそうもいかないという部分がありまして、それで実際の工事の段階で再度暗渠をするべきかどうかというのを検討したりする場合があります。その中でどうしても必要な区域というのが設定されますと増える、逆に、ここは当初欲しいと思ったけれども、指標になった地区が違ったのではないかとということで減らすという手法をとらせていただいているということでございます。

徳永委員      例えば 24 の南谷地ですか、ここでは場整備事業の地区数が増大したという説明がされているんですが、この地区数というのはどういうことなのか。事業採択時点でエリアはもう決まってしまうんでないかという気がするんですが、エリアというのか、地区数自体はもう決まっているのかなという気がするんですけども。地区数が増えたというのは、24 の 2 ページ、遅れの要因のところに記載されてい

ますが。

農地整備課長　この地区も先ほど説明しましたように、平成7年の採択だったんですね。先ほど言ったように、平成7年というところちょうど国のバックアップがあったUR対策事業の最盛期になりますので、そのころは新規採択地区がかなり増えてきていたという時期に当たっています。そのことを「地区数が増大したことでその後の事業費の割り振りに影響を与えた」という言い方で書いているところです。

徳永委員　対象面積が増えたということなのですか。

農地整備課長　そういうことじゃなくて、県全体で採択している地区の数が増えたという意味で、要するに、例えば300円しかないところに、10地区だったら30円ずつなんですけれども、このころですと100地区ぐらいになってしまって、物すごい額、金額的に割り振るのに苦しくなってしまったという言い方でございます。

森杉部会長　21番も残事業が少なくて平成21年度という形になっていますし、21年度ではかなり遅いですね。22番は94%で18年度に完成する予定となっていますね。それから、23番も19年度完成予定ということで、24番も18年度完成ということになりますから、比較的残事業も少なくて、基本的には継続してくださいということになるんじゃないかと私自身は先に判断しております。21番は若干残っていますが、これがなぜ遅れているかということ、2ページの方で文化財の関係で平成18年度に再開するまでは休憩しますということになっていますので、これもほとんど終わっているに等しいというわけで、この4件ですが、基本的には継続という形に意思決定を、我々の判断をしたいと思っています。  
ご質問、ご意見どうぞ。

田中副部会長　一つ質問お願いします。

23番の石越北部なんですけれども、これはさっきお話あった17番とエリア的にかぶっていますよね。それで、便益のカウントのところでは重複するようなところはないんでしょうか、その辺の詳細をお願いします。

農地整備課長　この地区は先ほどの迫川上流地区とかぶっていますので、効果の出し方は同じような状態を出しております。向こうの方と同じように関連事業の分を計算して出しています。

田中副部会長　ではダブルカウントになっているわけですか。

農地整備課長　ダブルといいますか、向こうの分も入れて出しています、そうですね。

田中副部会長　費用の方も入っているんですか。（「そうです。さっきの上流地区と同じです」の声あり）ほ場整備とかと同じように、そういう形で出ているんですか。

森杉部会長　そうすると17番の10ページと23番の4ページを比べてみます。（「同じB



／Cのはずですよね」の声あり)

沼倉委員　でも、B／Cは違いますよね。

森杉部会長　違いますよ、これ。

農地整備課長　面積見合いの分で入れているという形になっているんですよ。国営事業なり県営事業の面積見合いで入れていると。

沼倉委員　単に案分したらB／Cは同じにならないのでしょうか。何を面積見合いにしたのかなんですが。

農地整備課長　ほ場整備地区の面積がありますよね。それと各地区の、例えば国営事業ですと1万haあるんですけども、その効果で掛けて、その中で持ってきているという手法ですが……。

森杉部会長　これは詳細審議にしますか、17番OKと言いましたが、詳細審議といっても、基本的には費用便益分析の計算の仕方ですね。これを明快にさせていただくための機会を詳細審議という名前で持ちたいと思います。対象は17番と23番、ちょうど同じ対象物がありますので、これを対象といたしまして、形式的には詳細審議という形になりますが、B／Cの考え方をどうやっているのかということがわかるようなご説明を次回にお願いしたいと思っています。そういうことでいかがでしょうか。

徳永委員　もう一つ思い出したんですが、21番の宮崎北部の中に14番の県道が入っていますね。そのときに、道路整備に対してほ場整備をやることによって効果があるよというか、そんなような話も少し聞いたような気もするんですが、そこら辺をどう考えられているのか。農道整備ということでは農道整備の効果というものをカウントするとか、しないとか、ありましたね。

森杉部会長　農道の事業は次に出てきますよ、この4件の後に農道が。25番ですかね。

徳永委員　22番の説明の中にもその他の効果で農道の整備効果みたいな話をされていたと思ったんですが、そういうものが入っているのか、入っていないのかですね。

森杉部会長　どこの段階で、22番の中に。

徳永委員　21番の中に県道整備というのは含まれてないのかどうかの確認ですね。

森杉部会長　どうぞ、お答えください。

農地整備課　県道の整備効果は含まれておりません。

森杉部会長　わかりました。よろしいでしょうか。

- 徳永委員 普通の農道は入っているということですね。わかりました。  
そのときちょっと気になったのが、この写真を見ると赤い建物に県道がぶつかるんですけれども、21番です、これは学校ですか。
- 農地整備課 県道とぶつかるように映っているのは旧公民館で、これは移転するということになります。
- 徳永委員 ちなみに、学校はどこにあるんですか。
- 農地整備課 学校は、図面番号7ページの上をご覧ください。先ほど見えた赤い建物は、県道にぶつかった、ここにあるのが旧公民館の建物です。それから、小学校はこの角にぶつかる、ここに小学校があります。
- 徳永委員 将来的に県道はその公民館を突っ切っていくというルートにもうなっているわけですね。（「はい」の声あり）了解しました。
- 長田委員 21番なんですけど、保存地域が見つかったということで、工事が遺跡発掘のために遅れたという説明がありましたけれども、この遺跡の発掘場というのはどこかが買い上げるんでしょうか。それは予算の上では何ら影響がないんでしょうか。
- 農地整備課長 この遺跡はどこでも買い上げたりしません。全部個人の財産の下に眠る形になります。それで、それを全部うちの方で工事してやるという形なんです。
- 長田委員 遺跡の上は、耕作地にはならないんですか。
- 農地整備課長 耕作地にするために客土をして、遺跡そのものを傷つけないようにするという対策をとらせていただいています。
- 長田委員 その上に耕作するんですか。（「下は保存するんです」の声あり）そうですか。
- 森杉部会長 それで盛り土にせざるを得ないということですね。昔は切り盛り土をやるつもりだったけれども、遺跡を保存するための工事を行うということですか。
- 遠藤委員 一つ腑に落ちないところがあるんですけれども、23番の2ページですけれども、これまでは整備面積とかが結構拡大してきていると思うんですけれども、そういう中であって面積が減ということで表示になっているんですけれども、この説明をお願いしたいと思います。23番の2ページの上の方、全体事業費の変更状況とその要因というところで、事業参加者の同意を得て事業採択ということになっていると思うんですけれども、そういう中で面積が13.6ha減ということなんです。もしかして、地図を見ますと飛び地にもなっておりますので、その辺の考えかなと思うんですけれども。

農地整備課 この地区につきましては、先ほど言いましたように同意をもらって施工しております。それで、100%同意ということでスタートはしていますが、その中でもどうしても山とか沢に接続したところ、こういうところにつきましては続けてやっても効果が出ないということがございまして、除外しているところがございます。例えばこのように集落に挟まれた小さいほ場は整備をしても効果が出ないとか、自家栽培の畑であるとか、そういうところについては余り効果がないので除外しております。そういうものを合わせましてこの面積になっていると。

森杉部会長 よろしいでしょうか。基本的に全部継続で結構ですが、形式的に詳細審議の対象としますのは17番と23番、両者が同じところの同じ事業のB/Cをしていますので、その違いがわかるように整理をしていただきまして、その報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 ではお願いいたします。  
以上でこの4件につきましての審議を終わります。ありがとうございました。

むらづくり  
推進課長 むらづくり推進課の氏家と申します。よろしくお願いいたします。

森杉部会長 25番の農道ですね。お願いいたします。

むらづくり  
推進課長 25番の資料に基づきまして、広域営農団地農道整備事業仙南東部地区の説明をさせていただきます。

初めに、資料5ページをお開きください。

事業の実施位置でございますが、県南地域のほぼ中央に位置しておりまして、村田町内の東北自動車道村田インターチェンジ付近から大河原を通りまして角田市までの約11kmを結ぶ農道事業でございます。

資料1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

事業の概要でございますが、角田市外5町における農用地を受益対象に広範囲な農業地域について、その地域の基幹となる作物に係る生産から流通加工までの各段階を有機的、一体的に整備し、農業地域の育成を図るための計画として仙南広域営農団地整備計画を策定しております。当事業は、その団地内における基幹農道整備事業でございます。

事業の目的といたしましては、角田市から村田町までの農業施設を有機的に結び、主要地方道仙台村田線や東北自動車道を経由することで渋滞する国道4号を利用しないで円滑に農畜産物を流通させることが可能となり、仙南地域の産地形成の促進と農業経営の安定を図るとともに、農村環境の改善につながるものと考えております。

当地域は、平成元年の事業採択を受けまして、平成11年に再評価を実施して継続の判断をいただき、事業を進めてまいりました。現在、農道総延長10,757m、全体事業費8億9,700万円で事業を進めております。

事業の進捗状況は95.1%となっており、平成17年度の事業完了を予定しております。ただ、後で事業費の変更状況とその要因の項目でもご説明いたしますが、国の方針により平成12年度に農道事業の抜本見直しがございまして、総延長、事業費とも前回の再評価時より少なくなっております。

費用負担につきましては、国が50%、県が36%、町が14%となっており、土地改良法に基づいた事業として実施しております。

資料2ページに入りまして、施設の供用状況ですが、平成15年度末までに農道総延長の約7割に当たる7,690mにつきまして供用が開始されておまして、通作や農産物の荷傷み防止効果等、設置により安全性の向上が図られております。

次に、全体事業の変更の状況とその要因でございますが、先ほど申し上げましたが、平成12年度におきまして国から農道事業の抜本見直しが示されたことに伴いまして、本地区を二つの地区に分割いたしました。示された見直し方針とは、事業の効率性、透明性の確保を図る観点から、事業費の増加や長期化による事業効果の発現遅延に対し、事業の重点的、効率的な実施により、効果の早期発現をすることを目的として行われております。

なお、分割されました残事業につきましては、2期地区として平成17年度の採択を予定しております。

次に、事業の需要の変化でございますが、農産物流通の合理化を図る観点だけでなく、利便性の改善、農村地域における定住条件の改善などの観点からも需要は大変大きいものと考えておりますし、地元市町からも早期完成に向けて強く要望されております。

また、生態系への影響でございますが、この地域は角田市、大河原、村田町それぞれの地域環境マスタープランの中で位置づけられておまして、具体的にはのり面のリサイクル緑化等による施工や、昆虫などの生態系保全に配慮した道路照明などを使用しております。

資料3ページをお開きください。

代替案の可能性の検討でございますが、図面を添付しております14ページも一緒にご覧いただきたいと思っております。

当ルートの選定に当たりましては、農業関連施設を有機的に結ぶ観点から、農業関連施設の配置や農産物の取り扱い量などから最適となるルートを検討した上で、混雑する大河原市街地を迂回し、地理的要件や埋蔵文化財などを配慮した上で、東北自動車道などを利用した京浜方面や仙台市場などへの効率的な輸送ができるルートとして計画しております。

次に、コスト縮減の状況でございますが、建築資材につきましてはコスト縮減となるよう再生資材を積極的に使用するよう努めておりますし、また、トンネル工事など大規模工事における債務工事を実施し、設備の経費節減を行い、コスト縮減に努めております。

次に、費用対効果分析についてでございますが、資料3ページ、9ページ、10ページ、あとお手元に別資料で算定表というのをお配りしておりますが、農水省マニュアルに基づきまして算定しております。分析結果B/Cといたしましては1.23となっております。

なお、この費用対効果分析につきましては、現在この事業計画の上位に位置づけられております、先ほど申し上げました仙南広域営農団地整備計画が最近の農業情

勢の変化や宮城県の農業振興地域整備基本方針の改定に伴った見直し作業を現在進めておりまして、ことし9月ごろをめどに変更されることから、新たな整備計画の内容に沿った見直しを行う予定であります。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。

森杉部会長      ご審議お願いいたします。

大体この9ページを見ますとB/Cの主な効果は走行費節減となっておりますね。走行費節減ということですので、主要な整備計画に基づいて発生するであろう交通が、国道4号という混雑しているところや、迂回をしないで相互に連動できるというお話だろうと思いますが、その交通量が幾らで、走行経費の節約分が100ごとにどの程度の節約ができてという数字が全く見当たりませんが、これについてのご説明をいただくかどうかは問題ですが、どうでしょうか。要は道路ですから、通常の道路と同じような計算の仕方であるんだと思います。その辺のことは、ご指摘をいただくとそれなりに見ることができるかも知れませんが。

むらづくり      それでは、私の方から説明します。

推 進 課      後から資料編の「農道事業における個別効果の算出方法」という資料をお渡ししていると思うんですが、その2ページをお開きいただきたいと思います。

農業経営向上効果という項目がございまして、その中の 営農に係る走行経費節減効果といった部分で経費節減の効果を計上しております。

営農に係る走行経費の節減効果というものは、農道が新設改良されることによりまして農産物の生産や流通に係る輸送経費が軽減される効果を営農に係る走行経費節減としてとらえております。

ここに総括表として掲げておりますが、現況と計画を比較してその差を経費節減効果ということで計上しております。この総括表の上の部分が現況でございます。一次輸送、二次輸送というのがございまして、一次輸送、二次輸送のそれぞれ2トントラックとか4トントラック、10トントラックといった車種ごとに耕種とか畜産とか生産資材といった区分ごとに走行経費を計上いたしまして、それを合計いたしまして、あと通作といまして農家からほ場までの営農のために通う費用を計上して、現況が9億4,624万3,000円、同じように、計画により道路がよくなれば車の運搬体系も変わりますので現況よりも大型化した車で運搬されるということで、その経費が4億9,732万6,000円ということで、この差し引き分、現況と計画の差、この分が走行経費節減効果ということで計上しております。

概略は以上でございます。

森杉部会長      どこからどのODですか。それから、その原単位はどうなっていますか。貨物量はどのぐらいのことをODで想定しておられますか。

担当の方が直接お答えいただいてもいいですよ、間違っていたらまた後から訂正しますということでも結構ですので、お願いします。

むらづくり      それでは、ご説明いたします。

推 進 課      まず、各施設というのは農業に関連する……。

森杉部会長 そのデータそのものがここにないですね。ありますか。

むらづくり  
推 進 課 手持ちの資料にはどこにも書いておりません。

森杉部会長 重要な基礎データですから、交通量というのは、やはりこの段階でそういうものは出していただきますようお願いします。

むらづくり  
推 進 課 そのデータなんですけれども、データを積み上げたやつについては200ページぐらいの量にまたがっています。というのは、ちょっと概略を説明させていただきたいと思います。

各農業関連施設約50ぐらいあるんですけれども、50ぐらいの施設に対して、個々のブロック、ブロックというのは各市町村を小さなブロックで、全部で15ブロックあるんですけれども。

森杉部会長 複雑である場合にはある程度要領よくまとめていただければ結構ですので。この農道上における適当な断面における交通量の種類とトラックごとの一定の断面上における起・終点における原単位みたいなものは。

むらづくり  
推 進 課 そういう出し方はしておりません。

森杉部会長 そういうものを整理していただければわかりますから。わかるようお願いしたいんですよ、ポイントは。

徳永委員 同じことなんですけど、例えば道路の評価における概要というか、総括表、これぐらいの情報は欲しいなということですね。ですから、道路延長は何kmかありますけれども、それをすべての車両が全線通るわけではないですから、トラックは平均して何kmぐらいを走ったことになって、1台当たりの費用削減あるいは時間短縮効果がどれぐらいなのかということが、厳密でなくても構わないんですが、要するに平均的にはそれぐらいのオーダーですよということがわかるような整理をしていただきたいと。

むらづくり  
推 進 課 そういう整理の仕方であれば、この資料で整理されております。今見ていただきました資料の5ページをご覧くださいなんですけれども、5ページのところに左側から現況、農業交通、一次輸送量と書いてあります。ここに書いてある項目が一次輸送で運ばれている品目になっております。そこまでよろしいでしょうか。それに対しまして、ここで.....。

徳永委員 すいません、わかりません、どれですか。

むらづくり  
推 進 課 参考資料に配っております資料編の5ページになります。

森杉部会長 見ていますが、これは何を示しているんですか。

むらづくり 資料編の5ページに年間輸送量というのが左側からございまして、そしてその隣  
推 進 課 にテラー一次、軽トラック一次と書いてあります。これが車種別になっております。これを各農家からの聞き取りで、現況でどういう状況で運んでおりますかというのを聞いたやつがこの表になっております。例えば、運搬距離はここに書いてあるように、例えば1.9kmとありますけれども、これが各市町村ごとに、先ほど言いました15ブロックあるんですけれども、そこから各農家なり農業倉庫なり各施設へ運んだやつ加重平均距離となっております、それが1.9km、これが現況です。これに対して計画はどうなんだということになるんですけれども、それは7ページをご覧ください。7ページの一番上の同じ欄のところに1.7kmと書いてありますけれども、これが削減された分、要は200m削減されましたということで、この分が効果として出てきます。

今の説明でわかりましたでしょうか。

森杉部会長 発想はわかりました。そういう計算をしているというのはわかりました。その説明が欲しいです。そういう総括表が欲しいのですよ、本文の方。今のようなお話がありましたので、恐らくその背景にあるのは、一つのサンプルであっても構いません。今の例を取り上げて、あった場合となかった場合とでどう経路が変わるから平均的にこういう値になるんだということがわかればいいのです。

申し上げたいのは、とにかく県民とか、あるいは我々を含めて理解できるように整理をお願いしたいということです。要するに、ご説明をいただかなければならないような形の資料では不十分だと思うのです、説明責任としては。

おそらくこれを走行費節約の効果としてメインにカウントしているわけですから、納得できる発想ですよ。ですが、その発想ができるだけわかりやすいように資料の整理をお願いしたいと思うわけです。

沼倉委員 農業の施設との関連性で、今、資料14ページを見ているんですが、実際の計画した道路と集荷施設とかはやはり離れている状態なんですけれども、この辺のルート確保をどうしているかということと、もし離れているような状態であれば、川を挟んでいるわけですので、その聞き取り調査のときに、川を越えた農作業の移動というのがどのくらいあったのかということについては調査されているかどうか、お願いします。

むらづくり ただいまの質問は、施設と実際の道路が離れている部分があるということですが、施設に一番近づけた形で道路を計画すればよろしいわけですが、実際はいろいろな制約がございまして多少離れている場合が生じることもございます。

それから、聞き取り調査のときの川を挟んだ将来の交通の考え方ですが、それは当然ここに橋がかかるという前提で聞き取りをしておりますので、そういった考えも含めた形で意向を確認しているということです。

森杉部会長 継続であることは皆さんも合意いただけたと思います。先ほどのB/Cの考え方

ですが、そのこのところをわかりやすくご説明いただきたいというのが私としての意見です。

むらづくり 今言われているのは、多分さっきのお米の例で、現状がこうで、こうなって、そしてこれだけ効果が出ますという、いろいろな数字を横にして比較して、例えばお米の場合とかという感じでいいということですか。

森杉部会長 はい。あとは断面交通量ですね。大体道路関係ですと効果は断面交通量と道路ができたことによる経費節約やスピードアップしたということが効果ですね。それがわかれば大体もうB/Cの値もわかります。その数字がどこを見ていいかわからない、しかもそれ自身が載ってないということで私自身が戸惑っているわけです。それで、どうでしょうか、改めて詳細審議というよりは、どこかの場で改めてご報告いただくと。

加藤委員 今回の部分は、やはり森杉部会長に具体的にご指導いただいて、再評価調書にどのように書けばいいか具体的に指導していただいて、今後載せていただくということでいいんじゃないでしょうかね。

森杉部会長 それもかなり微妙な問題です。農水省のマニュアルに従ってこれは計算しているのですよね。私はそれに対して文句を言っているわけですから、これはこれで計算は結構ですが、それに並記して、少なくとも重要な指標となるようなものがどういうものであるかをわかるような形で整理してほしいというのが私の意見です。徳永委員は違うかも知れませんが。

徳永委員 非常に微妙な問題で、どう扱っていいのかなというのが私もよくわからないんですが、これは主に農業関連の交通で計算されていて、一般交通と言っているのも多分農家の人の交通だけを計上されていると思うんですよ。それで日100台とか、そういうオーダーですか。3万というのは年間ですよ。一般交通も全部……、貨客車とか貨物車とか、乗用車じゃないんですね。乗用車は入ってないんですか。

むらづくり この部分ではあくまでも農業用の営農経費節減ということで計上しておりまして、一般交通については後ろのページで……。

徳永委員 私は今24ページを見ていますけれども、後からいただいた資料の24ページ、これが一般交通ですが、23ページも一般交通として乗用車や軽貨物車をみていますが、そうすると年間20万台だから1,000は行かないですよ、七、八百でしょうか。

森杉部会長 1万台ということはあり得ないですね。多分1,000台というのは悪くない数字ですね。そういう数字があるということがわかるといいですよ。そうするとフィーリングがわかるんですよ。

徳永委員 この感覚から言うと、多分これはもっと流れると思うんですよ、私の感覚からす



ると。

森杉部会長 そうするとB/Cが高くなる、多分。

徳永委員 だけれども、多分、農道だという位置づけですから、そこまで計上して議論するのはどうかという微妙な問題になってくると思うんですね。橋はもともと建設省でというような話も書いてありましたので、そういう機能も当然持たせている道路のはずなんですよね。ただ、たまたま補助の問題であるとか、そういうことでこういう整備形態になっていると私は理解をしたんですが、そこはどうかとらえればいいのかということですね。

森杉部会長 これはこれで継続ということにしましょう。ただし、農道のB/Cの計算の仕方をどうするかは少し検討しませんか。普通の道路と比較できるような数字をやることによって、どんな機能を持っているかということがよくわかると思います。そういう意味において、今回直ちにこれを切りかえるのは無理だし、次回やるのも結構いろいろ大変みたいですから、これは今回で審議を終わりにしますが、今後の検討課題として、農道の効果の計算の仕方をこの方式と同時に並行的に、国土交通省の道路局方式でやってみるということを検討する方向でいかがでしょうか。そういうことで検討しませんか。私たちも協力したいと思います。

むらづくり  
推進課長 よろしくお願いします。

森杉部会長 それでは、これを継続ということで承認したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 ありがとうございました。  
最後にもう一つやらなければなりません、よろしいでしょうか。

むらづくり  
推進課長 資料ナンバー26でございます。  
農村振興総合整備事業支倉地区の説明をさせていただきます。  
お手元の資料4ページをお開きください。  
事業の実施位置でございますが、本地域は県南部で東北自動車道と山形自動車道の分岐点である村田ジャンクション付近にあります川崎町支倉地区で、赤で着色しておりますほ場整備73haの事業を中心に、平成7年度から実施しております。  
次に、資料1ページをご覧ください。  
事業の概要でございますが、事業の目的といたしましては、農業の健全な発展と調和を図りながら、地域資源である農地の多面的な利用を促進することを目的といたしまして、ほ場整備を中心とした生産基盤の整備をするとともに、近年、自然豊かな地域でゆとりある生活を送りたいという都市住民のニーズの受け皿づくりといたしまして、住宅エリアの創設や、あわせて緑地公園の整備などを軸とした総合的

な生活環境の整備を行う事業であります。

次に、事業内容でございますが、現在、全体事業費30億円でありまして、農業生産基盤整備といたしましては、ほ場整備73ha、農道整備1,330m、生活環境整備といたしましては農業集落道整備1,275m、農村公園等整備2カ所などを計画しております。

事業の進捗率は、平成15年度までに約27億円の事業費で90%となっております。

費用負担につきましては、国が50%、県が30%、地元が20%となっておりますが、地元20%のうち、ほ場整備についてのみ農家が10%を負担しております。その他の工種につきましては町が負担しております。

資料2ページをお開きください。

施設の利用状況でございますが、ほ場整備につきましては区画整理が100%完了し供用されており、一部暗渠排水工事等を残すのみとなっております。そのほか農道、農業集落道につきましても、平成16年度にほぼ完了する見込みとなっております。

次に、全体事業費の変更の状況とその要因でございますが、平成7年に総事業費26億5,000万円で事業採択をされておりますが、平成11年に施工範囲、事業内容等を一部見直しし、総事業費30億円で事業変更を行っております。

主な変更内容は、地域内を流れます支倉川整備につきまして、掘削の結果、土質の関係から崩落の危険性が高いということで護岸工を追加したことなどから、約3億5,000万円の事業費の増になっております。したがって、完成年度につきましても、当初計画では平成13年としておりましたが、平成16年度に変更し、10カ年の工期で実施してまいりました。しかし、事業費の増や公共事業費抑制などから完成年度を1年延長して平成17年度とし、今年度は事業費1億7,000万円で農道、農業集落道の整備をほぼ完了させ、平成17年には農村公園の整備等を中心とした事業を予定しております。

次に、事業をめぐる社会情勢の変化といたしましては、事業の需要等の変化についてでございますが、本事業の主要整備でありますほ場整備につきましては、昨今の食の安全安心といった消費者ニーズの多様化に対応する水田の汎用化と多様な作物生産に対する要望は以前よりも高まっております。また、地域内外との交流促進という点からも住宅環境の整備による新たな住民の定着とあわせて、事業地内にあります上楯城址を中心とした交流の場の整備についても要望が高く、早期完成を望まれているところでございます。

また、生態系、景観への影響でございますが、当事業地域の現況把握や地域住民との聞き取り調査などから、蛭、メダカなどの生息エリアにつきましては土水路のままとし、浸食を受けている部分や流末部分のみの改修にとどめるなど、地域住民との協議をしながら実施しております。

次に、地元の意見についてでございますが、先ほど社会情勢の変化等でご説明いたしましたとおり、事業に対する地元の期待は以前よりも増しており、かつ事業完了が目前ということもありまして、早期完成に向け強く要望されております。

資料3ページに移りまして、代替案の可能性の検討でございますが、本事業はほ場整備を中心とした生産性向上を図る内容となっており、かつ地域の基本的なインフラ整備もありますが、その整備は必要最小限としておりますので、代替案は難し

いと考えております。

次に、コスト縮減についてですが、路盤、舗装材の再生材利用などコスト縮減に積極的に取り組んでおります。

最後に、費用対効果の分析についてでございますが、他事業と同様に農水省マニュアルに基づいた算定をしております。詳細は3ページ、11ページから13ページ並びに別資料等に記載しておりますが、B/Cでは1.06となっております。以上をもちまして説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

森杉部会長      ご審議等ご意見をお願いいたします。

沼倉委員      時間がないところなんですけれども、ちょっと用語がわからなくて、「スプロール」というのは何かということと、あと勉強会の際に出てこなかった農村公園はどのようなのか、どのようなベネフィットの計算なのかというのを教えてください。スプロールというのは1ページの一番最初の行に出てくる「農地のスプロール化を防止し」というところです。

むらづくり  
推進課長      スプロール化というのは、虫食いになっている、一面に農地がある中に部分的に農地以外の使われ方の土地が出てくるということで、虫食いのなというイメージでスプロールという言い方をしております。

あと、農村公園につきましては、その地域の景観を楽しんだり、そこでちょっと休んでもらったりする公園と位置づけています。

森杉部会長      それは場所はどこで、どのぐらいの大きさで、どの辺の人が利用しそうですか。

むらづくり  
推進課長      (地図を用いて)ここが支倉常長のお城になっています。その城址を公園にして、桜祭りとか、仙台市民とか何かの交流に使いたい。(「集落はどこですか」の声あり)こっち側の道路に沿って集落があります。(「ちょっと遠いですね」の声あり)そんなでもないですね。ここに学校がありますし、そんなに遠いというわけでは。(「もう一つは」の声あり)あと、ここに先ほど申し上げました住宅用のエリアを設けていますので、その中に。

沼倉委員      B/C計算上で通常の公園なら公園のベネフィットの計算があったように思うんですけども、ここではどういう取り扱いをされていますか。

むらづくり  
推進課長      こういう環境関係の評価については、現在のB/Cの1.06の中には計上しておりません。ただ、費用もその分は計上しないで、生産基盤に関する効果と費用ということで1.06という数字を出しております。

沼倉委員      コストは事業費総額ではないんですか。

むらづくり  
推進課長      1.06の計算のときには評価を農業生産部門だけの費用でその効果を計算しております。

森杉部会長 わかりにくいですよ。この資料に基づいてそういう説明ができるような形になってないことが問題だと私は思います。先ほども申し上げましたが、今、課長さんがおっしゃることは正しいと思っておりますが、それが資料のどこでわかりますか、そこがポイントなんですよ。

むらづくり 3 ページの費用対効果の分析のところの、2645392というのが生産基盤推進課長関係の事業費だけになっております。

森杉部会長 本当ですか。私は両方とも入れてあると思いましたが、違いましたか。

むらづくり 生活環境関係の金額をはじいてないんです、この事業上。  
推進課長

森杉部会長 私が間違っていたらおっしゃってくださいよ。この3ページで言いますと、費用対効果のところではあるでしょう。生活環境整備効果、これは整備効果が便益になっていますけれども、これは公園の建設費そのものなんですよ。したがって、この建設費そのものを便益としてカウントしているのですね。それから、一方、事業費の方で、この生活環境整備効果にかかった事業費はそのままこちらでカウントしていると思っておりますが、つまり分母も分子も両方とも同じ数字をカウントしているというのが、多分私の解釈として正しいのではないかと思っております。

徳永委員 330は安全性向上、ガードレール設置ですね。

森杉部会長 これはガードレールですか、公園ではないか。そうしたら安全性はそういう取り扱いですね。公園はどうなっていますか、公園も同じ取り扱いでしょう、おそらく。

むらづくり ほ場整備と農道整備に対する事業費と効果ということでB/Cは1.06となっております。  
推進課

森杉部会長 ということは、安全施設は分母分子にカウントしているけれども、公園の便益と費用は分母分子から控除しています、引き算しています、対象外にしています、ということですか。(「はい」の声あり)失礼しました。課長のおっしゃることが正しいんですね。

沼倉委員 確かに今の換算事業総額が26億円で、変更全体事業費30億円ですから、多分一部だけのB/Cだということなんだと思いますが、このような資料の中で、幸いにもその公園が16年度、17年度の工事予定になっているということで、B/Cの計算がされてないという中で私たち委員会としてこの部分を継続と言えるのかどうかという問題になってしまうんですが、どういたしましょうか。

森杉部会長 実は、これもまた非常に大きな問題ですが、通常国土交通省の方では公園の便益

を計算するマニュアルがあります。どれだけ訪問するかとか、支払い意志額を聞くような形でマニュアルがあります。これについても計算可能です。ただ、農水省のマニュアルではこういう場合にこの取り扱いをせよという連絡が入っているわけですね。だからこういう状況が起きているということを理解しております。にもかかわらず問題なのは、残る事業はまさにその公園をやると言っているところです。その公園は費用から便益から対象外にしているというのはやはり問題ですよ。まずは当面、詳細審議にしましょうか。多分、便益を計算せよと言われても困るということでしょうね。

むらづくり 基本的にはCVM等の方法があるかと思えますけれども、先ほど課長の方からも  
推 進 課 話がありましたように、制度の中で生産基盤のみということで出しておりましたので、正直なところ今の段階ではそちらの方には手をつけておりませんでした。

ただ、目に見えない効果ということで、地域の活性化、基本的には川崎町というのは古くは農業で成り立っていたんですけれども、近年では二次産業、三次産業が大分栄えてきて、そういう中であっても基本的には持続性のある農業の発展ということをお願いしております、町としても農業振興を図りたいということで、そういう意味からほ場整備を主体とした生産基盤の整備と、先ほど申しましたように定住環境を整えながら定住者を招き入れる、もう一つ、交流施設等々、ちょうどこの地域の上の方にみちのく湖畔公園等々もありますし、先ほど上楯城址を整備するという話をしましたけれども、そういうものを通じながら都市との交流とか、そういうものを進めながら地域を活性化していきたいという目的というか、目標もございます。

森杉部会長 わからないわけではありませんが、残事業に焦点が当たっているものですから、公園をやめてもよいのではということがクリティカルな判断材料になるのですね。国土交通省のマニュアルに従って、CVMで少し便益計算してみましょうか。

沼倉委員 一応私たちも責任を持って委員となっていますので、何も無いのに委員としてちょっと無責任になってしまうのかなというので、何か資料を出してほしいなと思うんですけれども。

森杉部会長 何か資料をお出し頂けませんか、とにかく。

むらづくり 今、試算の段階というか、途中なんですけれども、まだ額は確定してないんですけども、都市公園等でやっております小規模公園費用対効果マニュアル等を活用しながら、どのくらいの効果が出るかということで、その途中でございます。

森杉部会長 では、やってみて頂けますか。これは詳細審議にしましょう。ある程度効果があるとバックアップする資料がどうしても欲しいですね。そういうことで、詳細審議にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 では、お願いいたします。

残事業が少なくて非常に作業が伴うのは大変心苦しいのですが、今後も出てくるかも知れませんので、ひとつ先行投資と思ってよろしくお願いいたします。

沼倉委員 平成16年度、17年度の事業では交流施設も残事業の対象だと思っておりますので、それもお願いしたいと思っております。交流施設も多分生産設備の対象外になってしまうと思うんですが、それについての便益計算もお願いしたいと思っております。

森杉部会長 私もある程度その辺はかなり専門がありますので協力いたします。  
いずれにせよ、交流施設についての便益の計算の仕方も国土交通省のマニュアルの一部にはありますので、ぜひできればお願いしたいと思っております。試行としてぜひお願いしたいと思っております。

加藤委員 この再評価調書の書き方で、2ページに生態系への影響というのがあるんですが、先ほど課長は非常にきちんと表現して説明してくださったんですが、ここに書いてあるのはほ場整備地区と同じように何かマニュアル的に、例えば後段の「現在、これらに配慮した整備計画で、町、地区推進協議会と調整し合意形成を図っている」という表現で、今やっているこの地区の施工に反映させるとというのが全然見えてこないんですね。そして大体これで終わっているわけですから、そういうのはやはり先ほど課長が説明いただいたような内容で記述していただいた方がいいんじゃないかなと思うんです。これはこの地区だけじゃありません。先ほどどこかでも書いてありましたので、ご検討いただければと思います。

森杉部会長 そうですね、全般に対するご意見として、今回のみならずお願いしたいと思っております。

一応これで本日の審議は全部終わりましたが、本日の審議全般にわたってのご意見あるいは県の農業事業の方針に関するご意見とかいうことも含めまして、ございませんか。

徳永委員 それでは、全般的なことということで、資料づくりということでありましたので、この際言わせていただきます。

添付図面がともかく不親切なんです。本文中に出てくることは必ず添付図面でも読み取れるような形で注記していただきたいというのがまず第一です。

虫眼鏡で見れば読み取れるのかもしれないんですが、大きな図面をそのまま縮小して張られているだけなので、凡例がほとんど読み取れませんので、手書きでも結構ですから書き込みをお願いします。

森杉部会長 あと、B/Cの効果の項目ですけれども、大項目では何をおっしゃっているのかわかりませんので、小項目までお書き下さいませようをお願いいたします。小項目までであると初めて具体的にこういう効果があるのかというのがわかりますよね。あの大きな項目はわからないものですから、より具体的にわかりやすくなりますようお願いしたいというのが希望です。

ほかにございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上で審査をすべて終わりましたが、事務局から何かございますでしょうか。

行政評価室長      それでは、事務局から一つ連絡させていただきます。

ワンペーパーで今回の部会スケジュールを記載した資料が皆様のお手元にあると思いますが、今後のスケジュール表ですが、「平成16年度宮城県行政評価委員会公共事業評価部会スケジュール」というワンペーパー、よろしいでしょうか。

それでは、次回、8月18日水曜日ですが、午前9時半から正午まで、第4回部会を予定しております。前回の審議未了の道路事業につきまして、概略と詳細審議を計画しております。それとあと、同日、部会終了後に、午後からですが、現地調査を予定しております。現地調査の行程などにつきましては、来週の早い時期にファクスかメールで委員の皆様にご連絡差し上げたいと思います。お手元の封筒に部会の出欠確認の用紙も入っておりますので、後でファクスでも結構でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上であります。

森杉部会長      皆さん、本日も長時間大変ありがとうございました。

以上をもちまして終わります。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人      高 橋 千代恵 印

議事録署名人      沼 倉 雅 枝 印